

河合町議会会議録

平成27年 12月11日 開会

河合町議会

平成27年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

第2号（12月11日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
馬場千恵子	3
西村 潔	14
谷本昌弘	28
中尾伊佐男	37
池原真智子	38
森尾和正	51
大西孝幸	64
清原和人	66
○散会の宣告	72
○署名議員	73

平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日 (金曜日)

(第 2 号)

平成27年第4回(12月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成27年12月11日(金)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	岡田美伊子	2番	大西孝幸
3番	清原和人	4番	馬場千恵子
5番	吉村幸訓	6番	岡田康則
7番	森尾和正	8番	池原真智子
9番	西村 潔	10番	疋田俊文
11番	谷本昌弘	12番	中尾伊佐男
13番	辻井賢治		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	岡井康德	副町長	藤岡和成
教育長	竹林信也	企画部長	澤井昭仁
総務部長	福井敏夫	福祉部長	中尾博幸
住民生活部長	堀内伸浩	まちづくり 推進部長	竹田裕昭
教育部長	井筒 匠	総務部次長	木村光弘
福祉部次長	門口光男	安心安全 推進課長	森嶋雅也
財政課長	上村卓也	税務課長	岡田昌浩
福祉政策課長	辰己 環	社会福祉 協議会課長	山本孝典

保健スポーツ課長	上村 豊	認定こども園準備室長	佐藤 桂三
特命担当課長	梅野 修治	住民生活課長	上村 英伸
環境衛生課長	斉藤 幸美	まちづくり推進課長	中山 雅至
地域活性課長	福辻 照弘	上下水道課長	石田 英毅
教育総務課長	杉本 正範	生涯学習課長	上村 欣也

会議に従事した事務局職員

局長	御輿 善弘	調整員	堀内 一憲
----	-------	-----	-------

開議 午前10時01分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、平成27年第4回定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（疋田俊文） 本日の日程は一般質問です。

それでは、受け付け順に質問を許します。

◇ 馬 場 千 恵 子

○議長（疋田俊文） 1番目に、馬場千恵子議員、登壇の上、質問願います。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

（4番 馬場千恵子 登壇）

○4番（馬場千恵子） 議席番号4番、馬場千恵子。通告書に基づいて質問いたします。

今回、3点質問させていただきます。

まず1番目に、河合町宅地等開発事業指導要綱について。

9月議会において、池部3丁目の開発事業をめぐり、開発指導要綱について質問しました。その中で、同意書なしで経緯書で進められたこと、都市計画法では同意書は必要でないという趣旨の回答がありました。また、町長の立場についても述べられていました。開発指導要綱目的第1条で良好な生活環境と円滑な都市計画の実現を図ると明記されています。そういった意味からも開発指導要綱を遵守し、開発業者に適正な指導を行うことは必要です。要綱

に反して地元同意なしというあしき前例をつくるべきではありません。

改めて、地域3丁目の開発事業に関して同意書の提出と要綱第7条第2項を運用して防火拠点としての公園の設置、県道雨水管の機能が限界な状況から調整池の拡大などを町として要望するよう求めます。

2点目は、河合町バリアフリー基本構想についてです。

平成26年10月に河合町バリアフリー基本構想が制定されました。事業計画の目標、時期が短期、中期、長期と定められています。人口ビジョンでも明らかになっていますが、高齢化も急速に進みつつあります。年を重ねても安心して生き生きと過ごしたい。コミュニティーバスの充実やバリアフリー化は欠かせません。緊急でかつ重要な課題でもあります。とりわけ駅のバリアフリー化は長期と定められています。早急に求められています。佐味田川駅についてはエレベーター、スロープ、駅舎の移動などさまざまな方法が考えられます。基本構想で示されている時期の変更も含め、早急に対処をお願いします。

3番目は、ごみ処理広域化についてです。

今回の天理クリーンセンターの建設は奈良モデルでもありますが、国の焼却中心のごみ行政でもあります。河合町ではこのごみ処理広域化に事業参加する方向です。河合町の焼却炉も設置され35年が経過し、フィルターの変換などのメンテナンスにも毎年多額の費用が費やされています。広域化に参加することにより処理費も大幅に軽減されるとしています。また、新施設稼働が8年後ということで、河合町の焼却炉の建てかえ、もしくは大規模な改修の時期でもあります。

しかし、このような時期だからこそ広域化への参加ではなく、ごみの減量推進の絶好の機会として位置づけ、ごみは資源、分ければ資源、まぜればごみを基本に、ごみではなく資源として収集する方向でごみ問題に取り組むべきではないでしょうか。行政と住民が協力して環境に優しい分別、リサイクルを積極的に推進すべきです。焼却炉を持たない志布志市、志布志市は鹿児島にあります。人口3万人です。志布志市ではごみ処理費用も全国平均の約半分、8,071円となっています。

ごみの分別は環境にも優しく、財政面からも住民生活にもメリットがあります。資源として活用することで経済効果も期待できます。ごみ処理広域化への参加ではない道を選択することを求めます。

再質問は自席にて行います。

○まちづくり推進課長（中山雅至） はい。

○議長（疋田俊文） 中山まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中山雅至） 私のほうからは、1点目の河合町宅地等開発事業指導要綱についてと2点目の河合町バリアフリー基本構想について回答させていただきます。

まず、1点目の河合町宅地等開発事業指導要綱についてです。

池部3丁目の開発行為に関しましては、前回9月議会において答弁したとおり、住民の皆様と事業者両方に対して公平な立場で意見を聞き、一部の方のご意見だけで判断することなく総合的な判断をさせていただきました。

このことは、無秩序な宅地開発を防止し、良好な生活環境と円滑な都市計画の実現という開発指導要綱の目的に反しているとは考えられず、都市計画法の規定と照らし合わせても正しいものであるとの認識を持っています。

ただし、開発指導要綱に同意書が添付できない場合における取り扱いが規定されていないまま経緯書の提出を求めるなどの事務処理が行われていたことは是正すべきであるため、現在、開発指導要綱の見直し作業を進めているところです。

なお、開発指導要綱第7条第2項の規定に基づき、公園の設置や調整池の拡大を事業者に要望してみてもどうかというご提案につきましては、この要綱第7条の規定はあくまでも都市計画決定された施設についての施行を定めたものであることから、公園の設置については要望済みですが、同条の規定に基づき指示することはできません。

次に、2番目の河合町バリアフリー基本構想についてです。

バリアフリーに関する取り組みについては、本年度、基本構想に記載された事業を進めるために具体的計画である特定事業計画を策定しました。各施設の管理者には今後、この特定事業計画に基づく事業実施の義務が生じます。

しかしながら、町内3駅について高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法に基づく特定旅客施設には該当しないため、同法に基づく事業実施の義務は生じません。

佐味田川駅のバリアフリー化につきましては近鉄の協力が不可欠であります。近鉄では国が定めた移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、平成32年度までに1日当たり平均的な利用者数が3,000人以上である鉄道駅全てで段差解消などの移動円滑化を実施するという目標に向けて事業を進めておられ、利用者3,000人未満である同駅はその駅には含まれておりません。

このことから、事業の実施までには時間がかかると認識しており、基本構想の目標時期を

変えることは困難であると考えます。

なお、近鉄とは協議会の場に加えて担当者レベルでも直接検討を進めており、その中でエレベーターの設置にかわるさまざまな方法も含めてたぐいま検討しております。

以上です。

○環境衛生課長（斉藤幸美） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 斉藤環境衛生課長。

○環境衛生課長（斉藤幸美） それでは、私のほうからですけれども、ごみ処理広域化についてでございます。

本町の清掃工場の焼却設備については、昭和52年3月稼働後37年が経過し、平成13年にダイオキシン対策として排ガス高度処理の大規模改修を行っており、以降、現状の主要施設、機器については補修整備を繰り返しながら効果的な維持に努めているところでございます。

しかしながら、全般的に機器設備等の老朽化が進んでいることから、集中的に大規模な改修整備を実施するか、新たな場所に移転新築することが必要な状況となっております。しかしながら、どちらも単独では補助が受けられず大きな財政負担となってしまうことから、非常に難しい状況であります。

今回、天理市クリーンセンターの新築移転に伴うごみ処理広域化に当たり、広域化をさらに拡大し国の循環型社会形成推進交付金を活用し、さらに行政効率の向上、安定的なごみ処理の継続を確保することを目的として、県と市町村が連携し取り組む奈良モデルにより進めることについて打診を受け、本町も上記の状況から広域化に伴うスケールメリット等を含め検討した結果、焼却ごみ処理については山辺・県北西部広域環境衛生組合に参加することが最善の選択であると考えております。

ただ、ごみ減量については以前、住民参加によるごみ減量化及び分別収集検討委員会を設置し、ごみ減量、資源化等の方策を打ち出していただき、今日までの効果が出てきたことも十分認識はしておるところでございます。

本町の排出ごみを見ますと、可燃ごみの中には不燃ごみ、資源ごみが混在しています。粗大ごみについても、再利用が可能な物まで排出されている状況です。町といたしましても、町民皆様のごみ排出に対する分別、資源化への意識向上が必要であると考えているところでございます。

広域化に参加するからごみの減量は推進しないということではなく、今までもそうであったように、今後もさらにごみの減量化推進（発生抑制、再使用、再利用）、3Rに努めてま

いりたいと考えておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 河合町の開発指導要綱についてお聞きします。

総合的な判断で行っているということですが、同意書なしで進められたということに対して、都市計画法上それは必要ではない。また、課長も言われたように要綱の見直し等も考えているということですが、見直しを考えている、この同意書なしで進めていくというふうに考えているということですか。

それと、現在この開発について、ちょっと進展していった状況が変わっているんですね。10月3日に県と地元の方との話し合いが持たれました。それについて、擁壁工事のあり方とか盛り土の高さの見直し、公園の設置とかが検討されたわけですが、その状況から最初に申請されたときの状況と変化があるので、同意書について改めて地域住民との合意、同意を求めていくべきではないかと思えます。

それと、調整池の件ですが、盛り土を今ある擁壁につけて進めていくというふうに変わりつつあると思うんですが、その点で公園の設置等についても判断が変わってきます。また、隣接している住宅と今度開発される地域との土地ですが、土地の一体化というような形になるわけですが、今それぞれのところで山坊のところからの雨水と緑ヶ丘ですかね、そのところの雨水とが県水のほうに直結しているわけですが、それが大雨のときに県水の管が追いついていなくてマンホールが浮くといった状況になっています。そういう意味からも、今回調整池を設置するに当たり、その容積とかそれを大きくして一手に用水池に雨水をためて少しずつ佐味田川に流していく。そんなふうに調整池のサイズについても検討をしていただきたい。業者のほうにもその旨を伝えてもらいたいというふうに思います。

それと、公園の設置についてもその調整池の上に設置するというふうに計画もあるようですが、これについてはどんなふうに判断されているのか。防災上そういう設置の仕方でのいいのかということも検討してもらえたらと思います。

それと今回、見直しもそうですけれども、同意書なしで進めていくということで、今回これを通過させてしまうと次の開発、新たな開発のときにも同意書はもう必要でない、あえてとらなくてもいいというあしき前例となるおそれがあります。そういう意味でも今回の開発について、この同意書について、地域住民との信頼関係、開発した後も地域の人たちが仲よ

く共同して暮らしていける。そういう意味からもこれは外してはならない条件の一つだと思いますけれども、その点についてお聞きしたいと思います。

それと、ごみの広域化ですけれども、もう既に、先ほども課長もおっしゃられたみたいに35年が経過していて老朽化も進んでいます。いろんなところでごみの減量、全国的に進んでいるわけですけれども、志布志なんかについては埋め立てのもう限度を超えていてもうどうしようもないというところで住民と行政が力を合わせてごみの減量に取り組む。そういったことで、最初はもう、今の時点で考えますとそれは大変なことだというふうになりますけれども、何年もかけながら住民との信頼関係の中でごみ問題に取り組み、ごみの量が半分に減った、埋め立てる量も減ったという中で、経済的にもかかる費用も少なくなって医療や福祉、社会保障の面にそのお金を活用できるというふうに好転換しているわけですね。そういった町挙げての取り組みが必要なのではないかというふうに思います。

世界的にももう燃やすという時代ではないですね。再利用の時代です。志布志市も3万人ということですので、規模的にもちょっと多いという感じのところですが、やはりここでも、開発のところでもありましたけれども、地域住民との協力、信頼関係がないと進められない問題です。そういう意味で河合町として真剣にこの問題に取り組み、また町民と一緒にこの問題を考える、その場が必要だったのではないかと思います。

天理のクリーンセンターの県からの打診ですけれども、これは何年ごろに行われたのか。河合町の焼却炉の設置からいいますと、もう既に5年、10年前からその危険性は明らかになっているので、その時点で新たな手をきっちり打って、その時点で町民にその問題、ごみ問題を一緒に考える。そのような姿勢に立っていきべきだったと思うんですけれども、そういう点についてはどうでしょうか。

それと、この間の厚生常任委員会のところで、規約の中で第8条ですか、決議すべき事件ということで私が質問させていただいたときに、この中身については脱退や新たな参加等についての議論というふうに書かれていました。ということは、私はこれに参加するとその維持費等も含めて脱退は難しいというふうに認識していたんですけれども、部長の返事では脱退も可能ということになるのではないかというふうに思いました。その時点で8年、クリーンセンターの稼働まで8年ですので、河合町としても8年あれば大改善できるのではないかというふうに思います。

ごみ問題についての今後の見通しというか、例えばクリーンセンターに参加しない場合、今降って湧いてきたというか、その以前から河合町、実は分別とか有料化とかで減量を進め

てこられたと思いますけれども、減量しているというふうに判断されていますが、顕著な減量にはなっていないのではないかとこのように思います。その点についてお聞きしたいと思います。

それと、バリアフリー化ですけれども、基本構想について議論されているとは思いますが、けれども、住民にとってはもう10年とかは待てないんですね。河合町に住み続けたい、住みなれたところで暮らしていきたいというのが多くの方の願いです。そういう意味でも、お金もかかることですし、近鉄との協議が必要というのはどういう意味かわかりませんが、駅舎を建てるのも近鉄に建ててもらったわけではないので、バリアフリー化についてスロープをすとか、駅舎を移動させるとかそういった具体的な町民が安心して暮らせるような施策を提案しながら進めていくべきではないかと思えます。

多くの方とはいいいませんが、何人か私知っています。佐味田川駅、大輪田駅の階段がづらいということで駅に近い、例えば王寺周辺のマンションとかそういったところに移り住まわれている、そういった方もおられます。年を重ねて住みにくくなれば他町に行く。それが当たり前になってはいけないと思えます。そういう方も長年河合町で暮らしていただいた方も安心して暮らせるような、そういった意味でもこの佐味田川駅、また大輪田駅もそうですけれども、早急に対応して、特別に対策を立てていただいて対応していただけたらと思えます。

○議長（疋田俊文） 中山課長。

○まちづくり推進課長（中山雅至） それでは、1つ目の開発指導要綱の見直しの内容について説明させていただきます。

細かな内容については決定しておりませんが、開発指導要綱とは町内で施工される開発工事に対する町の姿勢を定めたものであることから、その内容については、明確性や透明性を確保し、良好な生活環境を守るとともに過度な負担を事業者に求めることや不正で不公平な対応が生じることがないように内容とすべく、今現在検討しているところです。

次に、2番目に、同意書の件ですねけれども、議員もおっしゃったとおり10月に奈良県建築課、付近住民、事業者との話し合いの場が持たれました。その後、付近住民からの申し出により、開発区域に隣接する宅地の擁壁に今回造成する土砂を密着させて施工する方法など、変更することが確認されています。このことにより、施工する際には隣接する住民の同意が必要となりますので、開発変更申請の際には同意書の内容を明らかにした同意書を提出していただくように業者にただいま指導しております。

次に、3点目に、公園の設置と調整池の件ですねけれども、当開発に起因するものでな

い限り、その事業者が負担して施工していただかなければならないとする理由もありません。もし仮に防災拠点として公園が必要であるとか、雨水排水管の処理能力が不足しているといった事実があるのであれば、今回の開発とは切り離して取り組むべきであると考えます。

次に、4点目の調整池の上に公園の設置をしたらということですねんけれども、ただいま開発業者が設計変更中ですので、その件に関しては町のほうにはまだ何も協議はありません。以上です。

そして、バリアフリーについてですねんけれども、ただいま近鉄に協議会に入ってもらって協議しているところですねんけれども、それとは別個に担当者の方に役場へ来てもらって協議しており、議員がさっきおっしゃった駅舎のホームを移動とかそういうことに関しても、今図面も描いてもらい検討しているところですので、その辺はちょっとすぐに、長期をすぐにせよということには、まだちょっと工期のところまでは協議しておりませんので、早急にしてくれというのはお願いしておりますけれども、そこまでは回答はできません。

以上です。

○議長（疋田俊文） 堀内部長。

○住民生活部長（堀内伸浩） ごみ処理広域化についての再質問にお答えさせていただきます。

まず、ごみ処理広域化の打診について、いつあったのかということについてなんですけれども、今年度初めの5月ごろと記憶しております。それは正式にはではなく内々の打診ということで聞いております。

志布志市の取り組みのようということ質問していただいておりますけれども、本町も以前から、先ほども申しましたようにごみ減量化及び分別収集検討委員会も設置しましてごみ減量、資源化等についての取り組みはやってきております。実際に数字で言いますと、平成17年に比べて、有料化後、平成26年度では家庭系のごみは16%減量されておりますし、リサイクルについてもその検討以後、順調にやってきております。ただ、志布志市のような効率の高い、率の高いリサイクル率ではないのは事実であります。志布志市についても、当然そのきっかけとなったのがごみの最終的な処分場が先が限界があるという中で、選択肢として焼却炉を設置するかあるいはごみ処理場を増やすかというようなところの中で、究極の選択としてごみ量を減量するという事になったと聞いております。

本町については、逆に単独で処理施設を更新していくことは難しいと。そうした中でも、埋め立て処分場というのを持っておりませんので、今回のごみ処理広域化について、最終的にはごみというのは100%減量というのはできませんので、その最終的な処分については今

回の広域化に参加することについては間違いないのかなと考えております。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 3丁目の開発の件ですけれども、調整池の上に公園をつくるというのは住民の要求ではありません。業者のほうからの提案だったと思います。それと、擁壁にくっつけるということで、公園の設置についてまた判断が変わってきているということで、それについて業者に公園をつくっていただく。それを調整池の上につけるのは望ましくないのではないかというのが私の意見です。

同意書なんですけれども、今回いろんな意味で同意書を重要視していないというか、経緯書でいいというふうなふうに言った時点で、既にその時点でもう住民との信頼関係が損なわれてしまったのではないかというふうに心配しているんですけれども、それが見直しという点について、そういうことが曖昧にされるとこれからの河合町の開発についてスムーズにいかない。住民との関係で円滑にいかない。また開発も進みにくくなるというふうなことがあるのではないかというふうに懸念されます。今回、そういったことを曖昧にしない。ここで頑張っ同意書というところにこだわって、その地域住民との信頼関係を構築しながら住みよいまちづくりを進めていくという点で進めていくべきだと思います。

それと、ごみの問題ですけれども、クリーンセンター、今年5月ということですので、その時点ではもう既に河合町の焼却炉は皆さんも行政も含めてもうパンク寸前というか、もう早く手を打たなければいけないというような状況になっているかと思います。私も5年目ですけれども、その私が議員になった時点でもそういうことも心配していました。いつまでこの焼却炉がもつのかなという心配もあったんですけれども、そういう意味で、その時点で河合町の住民にごみ問題についてともに考えていく。そういった姿勢で取り組んでいくべきだったのではないか。

今いろいろと減量のための政策とか対策委員会のようなところでの話とかお聞きしましたけれども、本当に真剣にこの問題に取り組んでいかないと、燃やすとダイオキシンの問題、またいろいろ環境によろしくない状況も生まれてきます。もうこの焼却炉もあと何年しかもたないなということで、河合町としても建てかえとか移転とか大がかりな修理とかいろいろと検討された結果、もしこの天理のクリーンセンターの話がなければどういう方向性があったのかお聞きしたいと思います。

また、斑鳩町とかでしたら、焼却炉を持っていないで全て他県に委託しています。ここで

は、よそでも取り組んでいます。減量10カ年計画のようなものを立てて、減量すればするほど委託料が減っていく。そういったことで改善も進められています。例えばこれだけの量を減らしたらこれだけの効果があるみたいな具体的などころでの討議がどれほど進められたのか。そういったことも疑問です。安易にと言っていていいかと思いますが、この天理のクリーンセンターの話に乗るべきではないと言ったら言い過ぎですけども、ゆっくり考える機会が必要だったのではないかというふうに思います。

○まちづくり推進部長（竹田裕昭） 議長。

○議長（疋田俊文） 竹田部長。

○まちづくり推進部長（竹田裕昭） 調整池、その上に公園というようなことですけども、今現在、業者さんのほうから、先ほども課長申しましたように、まだその辺は町のほうに申し入れはありませんので、ちょっとその辺はお答えすることはできないと思います。

それと、公園のほうの設置、これにつきましては、以前町のほうから当然業者さんのほうに公園の設置の要望をしております。その時点で業者さんのほうも当然条件はあったと思うんですけども、公園の設置をするかわりに土を充てさせてくださいというような話はあったと思います。ただ、地元の方はその時点では土を充てないでくださいというようなことで公園の話が流れたというふうになっています。

今また状況は変わりました。土を充ててもいいよというようなことになったんですけども、当然業者のほうとしては一応公園のほうは今現在設置することは考えていないというふうに聞いております。当然町といたしましても、公園につきましては今現在3,000平米未満の開発というようなことをございますんで、県のほうもそういうふうに当然決定しておりますんで、公園の設置については難しいのかなと。

もう一つ、同意書を重要視していないんじゃないかというようなことをございますけれども、同意書、町のほうは重要視しております。今回の開発におきましても、同意書が提出されない、経緯書が提出された。ただそれだけで県のほうへ申請したんではありません。まず隣接する全ての土地の境界の確認がその当時できておりませんでしたけれども、境界の確認、それが確定したと。それと、もう一つは開発行為に関する法定外公共物等のつけかえ、それが地元同意があったということで県のほうに副申しておりますんで、同意書が出たから即、県のほうに申請したというふうなことではありません。

以上です。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 県の申請は経緯書のことじゃないですか。経緯書が出たから県に申請されたということですね。

（「はい」と言う者あり）

○4番（馬場千恵子） 同意書というのは本当に大切なところで、経緯書ではだめ、何で経緯書になったのかちょっと私もあれですけども、同意書というふうに要綱には書かれています。同意書というのは地域住民との信頼関係という意味でも欠かせないものだと思います。それについて見直しもという案が出ていますけれども、こういう方向に持っていくと地域住民との信頼関係もスムーズにいかず、今後の開発にも大きな影響を及ぼしていくのではないかというふうに思います。

盛り土というか、今ある擁壁に対して土をつけるという時点で、公園の設置が業者のほうに義務づけられるとか、していただけるというふうに状況が変わってきているのではないかというふうに思うんですけども、その場所について、今後検討が必要かと思います。

○議長（疋田俊文） 馬場議員、持ち時間1分ですのでまとめていただければ。

○4番（馬場千恵子） 調整池についても、大きくしていくという点については、隣接する土地が協力地になっているので開発するコストには影響しないということで、それもあわせて検討の課題に挙げていただけたらと思います。それで質問を終わっていきたいと思います。

○議長（疋田俊文） 堀内部長。

○住民生活部長（堀内伸浩） 先ほどの馬場議員の再質問についてお答えさせていただきます。

広域化の話がなければどういう方向で考えたのかということについては、現在に至るまでも清掃工場の施設についてはその都度補修を繰り返し、その中で長寿命化も実施してまいりましたし、ほかに方法として広域の連携化ということについても模索してきたわけなんですけれども、今現在のところ、その補修を繰り返してきたという経過の中で今回この広域化の話をしていただいたので、町としてはこれが方向としては間違いはないということで、今回参加する方向で話を進めさせていただいております。

また、斑鳩町のような減量10カ年計画等についてということなんですけれども、本町もこの広域化に参加したから減量化をしないということではありませんので、今後も引き続きこの減量化についてはさらに一層進めていく必要があるということについては十分認識しておりますので、今後も継続してリサイクルに向けての取り組みも含めて進めてまいりたいと考えております。

○議長（疋田俊文） 竹田部長。

○まちづくり推進部長（竹田裕昭） 開発指導要綱の見直しですけれども、先ほど課長が申しましたように、今現在まだ細かな内容は検討中でございます。まだ決定しておりません。当然先ほども課長言いましたように、開発に対する町の姿勢を開発指導要綱で定めるということから、その内容については明確性や透明性を確保し、良好な生活環境を守るとともに、過度な負担を業者に求めることや不公平で公平な対応が生じることのないような内容に検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（疋田俊文） これにて、馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

◇ 西 村 潔

○議長（疋田俊文） 2番目に、西村 潔議員、登壇の上、質問願います。

○9番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

（9番 西村 潔 登壇）

○9番（西村 潔） それでは、議席番号9番、西村 潔が4つの課題について質問いたします。

まず1つ目、地域再生計画について質問いたしたいと思います。

内閣府地方創生推進室のホームページによりますと、地域再生制度とはという規定がございまして、「地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が行う自主的かつ自立的な取組を国が支援するもの」であると、このように書かれております。地方公共団体は地域再生計画を作成しまして、内閣総理大臣の認定を受けることで当該地域再生計画に記載した事業の実施に当たり、財政、金融等の支援措置を活用することができるわけです。これは2003年から始まっております。2005年4月には地域再生法が施行され、支援措置メニューも充実して現在に至っていると聞いております。そこで、質問をさせていただきたいと思います。

まず1つ目、この制度の概要と支援内容について、わかりやすく説明をお願いしたいと思います。

2番目、河合町はこの制度による計画について、①申請を検討したことはあるのかどうか

ですね。②ないのであればその理由をお聞かせください。③あるいは、検討しても申請に至らなかったという場合であれば、その理由について教えてほしいと思います。

3番目、この制度の活用について、住民や議会に説明や公表があったのかどうか。私の議員活動の中では記憶にないということでございます。

4番、内閣府が認定した計画は支援対象になるようでございます。例えば道路のインフラ整備、あるいは観光客誘致などの幅広い分野の施策が対象となっております。この制度を活用して今後申請する予定が現在あるのかどうか。

この点について、町としてどのように現在考えておられるのかということです。

次に、2番目、河合町の財政について質問いたします。

総務省が全国の地方自治体の2014年度決算を公表いたしました。これによりますと、地方財政健全化法に基づく各指標4つございますけれども、これが改善している。他方、実質無借金を意味する「将来負担ゼロ」の市町村というのが598あるということでございます。このように報道されております。また、全体の3分の1以上の地方公共団体が、要するにこの将来負担ゼロだということで、かなりの地方公共団体が増えておるわけです。他方、地方の公営企業については、全国の7%に当たる215事業が債務超過になっているというふうに報道されております。そこで質問いたします。

まず1つ目、将来負担ゼロの道のりというのは非常に河合町は厳しいと。相当厳しいというのは認識しておりますけれども、この実質無借金を意味する将来負担ゼロについての考え方とか算出方法、これを河合町に当てはめた場合、一体どのような結果になるのか。町の所見もあわせてお聞かせください。また、奈良県や近隣で該当する市町村はありますか。

2番目、河合町の公営企業の財政状況について、平成26年度から会計基準が大きく変わったと聞いております。

そこで、①何がどう変わったのか。②この結果、財務状況にどのような影響があったのか、あるいはなかったのか。③従来の会計基準と変更された会計基準とでは損益計算書及び貸借対照表においてどのような差異があるのか。④河合町の水道事業の会計決算書の貸借対照表に示されております減価償却費が累計額で示されております。その理由と償却方法の方針が記載されておられません。この理由は一体何でしょうか。⑤減損会計も同時に導入されています。この導入に伴い、保有する土地が減損処理の対象となるかどうかの確認をするために時価評価をされているかどうかですね。

次、大きく3つ目、自治体の3分の1が実質無借金になって財政が改善しているようです

ね。しかしながら、全体の自治体の借金残高は約200兆円ほどありまして余り減っていないということでございます。この現状を考えますと、自治体間で格差が広がっているんじゃないかというふうに認識するわけですね。この点について、河合町の現状の認識と今後の施策はいかにあるべきかについて所見をお聞かせください。

次、3番目、総合事業について質問いたします。

厚生労働省が総合事業の実施時期調査を行っております。その結果を最新情報として公表しております。それによりますと、1,579保険者、介護保険でございますけれども、このうち、今年度に総合事業に移行を予定している保険者が202。新たに88保険者が前倒しを決めております。翌年の2016年度に移行を予定している保険者も277から319と、42も増加しております。そこで質問いたします。

1、総合事業の対象となっている給付サービスの内容はどういうものなのかどうかを確認したいと思います。

2、河合町が移行する時期はいつなのか。決定しているのかどうか、あるいは現在検討中なのか。

3番目、移行後はサービスは給付となるのか、あるいは河合町の事業となるのかについて説明を求めます。

4番目、他保険者が前倒しで移行時期を早めている理由は何なのか。これは市町村によってはどのような違いがあるのかわかりません。財政上の問題から前倒しするのか、あるいはサービスを提供する体制づくりが問題があるのかどうかということですね。この点について河合町の所見を求めます。

次に、4番目、介護保険制度について質問いたします。

民間であろうと公的制度であろうと保険という冠がついていれば、保険契約者や被保険者の立場は当然同じであると考えるのが自然の流れであると思っております。介護保険制度がスタートしてから3年が、3年ごとに見直しをされ、今後も見直しされることになると思います。

日本の介護保険制度は社会保障という役割を担っております。所得に応じた保険料を負担し、保険料を納めた人には平等に給付を行うのが保険制度だと思います。実は私は保険会社に30年近く勤務したことがございます。一度契約した保険を途中で給付額やサービスの内容を変更するということはないというように思っております。ただ一つだけ例外がございまして、会社が倒産したり他社に救済合併されたときには、当然契約者や被保険者を保護するために

やむを得ず保険金を減額した例がございます。

このことから、要支援の高齢者を介護保険制度から外したり、今後軽度者とみなされている要介護1や2の高齢者を介護保険から外したりすれば、これは国や保険者の契約違反になるのではないかと。それなりの理由や根拠、あるいは救済措置等を契約者や被保険者に説明する責任があるかと思えます。そこで質問します。

まず1つ目、保険者である市町村は介護給付について、介護保険制度について、国や県に対し意見書や要望書を提出することができる仕組みがあるのかないのか。また、今まで提出したことがありますか。ないのであればどうしてそれをつくらないのかと。

2、介護保険法第18条第3項では、保険者は市町村特別給付ができるという規定がございます。この中身については答弁していただきたいと思いますけれども、こういう特別給付を過去検討したことがあるのか。あるいは実施したことがあるのかどうかということについてご回答をお願いしたいと思います。

3番目、将来、軽度者とみなされる要介護2までの高齢者を介護給付から除外して地域支援事業に移行することも検討されるかもしれません。そこで、明確に給付と事業の違いを事前に住民に説明する必要があるかと思えます。なぜなら、介護給付は契約者あるいは被保険者と保険者の間での契約でございます。将来給付を受ける前提で保険料を払い続けているわけですね。途中で給付をしないというようなことは、民間企業でいうと、保険金をあなたには支払いません、あるいは減額しますというふうに言っているのと同じことだと思います。

民間なら訴訟を起こしているでしょうね。国の権力で介護保険法を改正すれば済むという問題ではないと思えます。保険者の所見を求めます。

○企画部長（澤井昭仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 澤井企画部長。

○企画部長（澤井昭仁） 私のほうからは地域再生計画について答弁させていただきます。

まず、地域再生計画、地域再生法に基づくものでございますけれども、この法律の目的は少子高齢化の進展、産業構造の変化など、社会経済情勢の大きな変化に対応して地域の自主的かつ自立的な取り組みによる地域の活力の再生これを地域再生と呼んでいるんですけども、を総合的かつ効果的に推進するということです。

この法律に基づき、自治体は地域再生計画を作成することで内閣総理大臣の認定を経て地域再生基盤強化交付金の交付、地域再生利子補給金の支給、補助対象施設の転用手続の特例等の支援措置を受けることができます。地域再生計画及び支援措置は国の支援措置の一つで

あるというふうに認識しております。

これについての制度の申請なんですけれども、河合町ではこれまで行っておりません。あくまで計画に対する支援ですんで、その構想が河合町になかったため、申請をあるいは申請の検討をしたことはございません。

それから、今後ですけれども、地域再生計画に基づく支援は各省庁にまたがる広い分野の支援措置を一括して受けるということができます。これに河合町の構想がマッチすれば、制度を活用し申請することもあるという認識をしております。

以上です。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうからは、2つ目の河合町の財政について、そのうちの実質借金に関連する1番と3番の質問について説明させていただきます。

まず、1番目の実質無借金を意味する「将来負担ゼロ」、この考え方や算出方法、また奈良県及び近隣でこの将来負担ゼロに該当する市町村はあるのか。また河合町はどうかという質問についてでございますが、まず、実質無借金を意味する将来負担ゼロにつきましては、財政指標の一つである将来負担比率、これがゼロまたはマイナスになる場合をいいます。言い換えれば、交付税算入額を除く実質の地方債残高、これの負債額を貯金である基金などで賄えるということの意味します。

平成26年度、奈良県ではこの将来負担ゼロに該当する市町村は14団体ございます。そのうち近隣の西和広域7町では3団体ございまして、三郷町さん、王寺町さん、安堵町さんということになっております。

なお、河合町の平成26年度将来負担比率につきましては246.1%になっております。これは小集落・同和対策事業や公園、下水道事業など社会基盤整備を計画的に進めてきたことにより、その財源とした地方債の残高が累積していることが大きな要因となっております。しかし、一般会計や下水道事業特別会計などについての地方債残高、この分につきましては、今後も減少することが見込まれておるため、これに伴い、将来負担比率につきましても着実に改善していくものと予想しております。

次に、3番目の自治体の3分の1が実質無借金の中、河合町の現状認識と今後の施策ということについての質問でございますが、河合町ではこれまで、町の将来を見通した社会基盤整備を計画的に進めてまいりました。その財源として国・県補助金の最大限の確保とあわせ、

交付税算入の有利な地方債を選択し発行するなど、積極的な事業展開を行ってまいりました。さらに、平成17年度からは河合町財政健全化計画に基づき、行財政全般にわたる見直しを行い、徹底した経費の節減合理化などに取り組んでおり、あわせて過去発行した地方債についても高利率の地方債への借りかえ、また施設の耐用年数に見合った償還期限の見直しなど、公債費負担の適正化にも努めております。

しかし、依然として町の財政状況は厳しく、また今後の財政見直しにつきましても、人口減少、少子高齢化の進展による税収の減少、社会保障関係経費の増加、公共施設の老朽化対策などが見込まれることから、引き続き厳しい財政運営が避けられない状況となっております。そのため、河合町としましては今後も健全化計画を着実に実行し、さらなる歳入の確保、また歳出の削減、町再生総合戦略に盛り込まれる人口減少に歯どめをかける方策などについても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○上下水道課長（石田英毅） 議長。

○議長（疋田俊文） 石田水道課長。

○上下水道課長（石田英毅） 私のほうからは、2点目の2でございます。河合町公営企業の財政状況について答弁させていただきます。

今回の地方公営企業会計基準の見直しでございますが、実に46年ぶりの大幅改正でございます。公営企業の抜本改革の推進等が行われていることを背景といたしまして、地方公営企業会計につきましても一般企業会計基準との整合性を図るという特徴となっております。

そこで、ご質問のまず1点目の、何がどう変わったのかについてでございますが、地方公営企業会計基準見直しの大きくは、借入資本金制度の廃止、補助金等により取得した固定資産の償却、引当金の計上、減損会計の導入、キャッシュフロー計算書の作成義務化などの項目が追加、改正されております。

次に2点目の、この結果、財務状況にどのような影響があったのかについてでございますが、通常、財務状況は貸借対照表に反映されております。今回の改正の影響としまして、まず借入資本金制度の廃止によりまして、資本の部に計上されておりました分が負債の部の固定負債、建設改良等の財源に充てるための企業債と流動負債へと表示が変わることによりまして、自己資本と他人資本の区分が明確となり、債務の弁済能力の表示がより明らかになったと考えられます。また、固定負債と流動負債に区分表示されることにより、1年以内に返済すべき物の金額が明らかになってございます。

次に、補助金等により取得した固定資産の償却によりまして、今まで減価償却されていなかった補助金相当額も減価償却されることになりまして、貸借対照表に計上されております固定資産の資産価値の実態を適切に表示できるようになってございます。

また、引当金の計上によりまして、会計の基本原則である収益、費用の期間帰属を考えた場合、引当金の要件を満たすものにつきましては、引当計上しなければ正しい期間損益計算を行うことはできません。したがって、期間損益計算に対応する将来の負債は貸借対照表に収容されることとなりますので、引当金が計上されることによりましていわゆる企業の財政状態が適切に表示されることになりました。

次に、3点目の従来の会計基準と変更された会計基準とでは損益計算書と貸借対照表におきましてどのような差異があるのかについてでございます。まず損益計算書では営業外収益で長期前受金戻入額、営業費用、原水及び浄水費で賞与引当金繰入額、営業費用、配水及び給水費で賞与引当金繰入額、営業費用、総係費で貸倒引当金繰入額、特別損失、その他特別損失で賞与引当金繰入額が計上されました。

次に、貸借対照表では償却資産に係る資本剰余金が長期前受金に計上されました。みなし償却廃止に伴い、今まで実施していなかった減価償却を行うことによりまして減価償却累計額が増加いたします。過去の減価償却に対応する長期前受金を収益化累計額として計上されております。

続きまして、4点目の河合町の水道事業会計決算書の貸借対照表に示されている減価償却費が累計額で表示されている、その理由と償却方法の方針が記載されていないその理由についてでございます。

固定資産の減価償却の記帳方法には直接法と間接法がございます。直接法は毎年度費用計上されました減価償却費を当該資産の減少額としまして、固定資産の帳簿価額を每期減少させる方法でございます。間接法は費用計上された減価償却費を減価償却累計額勘定を設けて計上する方法でございます。公営企業におきましては、無形固定資産は直接法によることとされておりまして、有形固定資産は間接法によることとされておりまして、したがって、間接法で表示してございます。

また、償却方法につきましては、予算書におきましては重要な会計方針として記載してございますが、決算書におきましては今後は記載したいと、このように考えてございます。

次に、5点目の減損会計導入に伴い、保有する土地が減損処理の対象となるかどうかを確認するために時価評価はされていますかについてでございますが、減損会計の導入に当たり

ましては、まず固定資産のグループ化、減損の兆候があるか否かの判断、減損損失の認識の判定、減損損失の測定、帳簿価額の減損の各事項を行うこととされてございます。

まず、固定資産のグループ化でございますが、その意義は複数の固定資産が一体となってキャッシュフローを生み出している場合にその固定資産の集まりを最小単位でまとめることとされておりますが、水道事業は事業全体で一つのキャッシュフローを作成するのが通例でございます。よりまして、一つの固定資産グループと考えてございます。次に、この固定資産のグループに減損が生じている可能性を把握することになりますが、その減損の兆候は、まず業務活動から生じる損益またはキャッシュフローが継続してマイナスとなっているか、継続してマイナスとなる見込みであること、次に使用範囲または方法に回収可能性価額を著しく低下させる変化が生じたか生じる見込みであること、次に事業に関連しまして経営環境が著しく悪化したか悪化する見込みであること、次に市場価格が著しく下落したこと、以上4項目で判断いたします。

平成26年度河合町水道事業損益計算書の当期純利益が黒字であること、さらにキャッシュフロー計算書の業務活動によるキャッシュフローが黒字であることなどから総合的に鑑みまして、減損の兆候はないと判断してございます。

したがって、実務上減損の兆候なしであることから、減損会計の適用処理は行っていないところでございます。

以上でございます。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己福祉政策課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 私のほうからは、3つ目、総合事業について、4つ目、介護保険制度について、8つのご質問に回答させていただきます。

総合事業について、総合事業の対象となる給付サービスの内容はいかなるものかというところで、総合事業の中身としまして、介護予防サービスの中の介護予防訪問介護、介護予防通所介護が介護保険制度の地域支援事業に移行されて実施することになります。

サービスの内容としましては、規制緩和等をされた訪問介護として、既存の訪問介護事業所によりまず身体介護、生活援助、またNPO、民間事業所による掃除、洗濯などの生活支援サービス、また住民、ボランティア等によりまずごみ出しなどの生活支援サービスを予定しております。

通所介護におきましては、既存の通所介護事業所によりまず機能訓練等の通所介護、次に

NPO、民間事業所等によりますミニデイサービス、次にコミュニティーサロン、住民主体の運動・交流の場などの事業を考えております。

2つ目としまして、河合町の移行する時期であります、平成29年度の4月を予定させていただきます。

移行後サービスは給付となるのか、河合町の事業となるのかというご質問では、河合町の地域支援事業となりまして、要支援認定を受けており介護予防ケアマネジメントを含めた給付分は予防給付から支給させていただきます。事業分としましては地域支援事業費から支給となります。

4つ目の、他保険者が前倒しで移行時期を早める理由、これは市町村によってどのような違いがあるのかというところでございます。

総合事業は地域の実情に応じて市町村単位の実施となっております、今年度4月から実施できるものであります、河合町は住民の方々及び介護専門職の混乱や近隣市町村で相違のないようにしていきたいと考えております。また、体制を整えるため平成29年4月まで猶予期間が与えられておりますが、実施できる市町村は体制が整い次第実施すべきだというふうに考えております。河合町は現在、サービスを低下させることなく総合事業に移行するため、西和7町と調整会議を行って体制を整えていっているところでございます。

それについて河合町の所見ということで、総合事業の実施に当たりましては、サービスの水準を低下させることなく円滑に実施することが必要と考えておりまして、また新しい事業については、河合町の実情に合いましたサービスを検討していくことが大切だと考え、今いろいろ検討しているところでございます。

次は、4つ目の介護保険制度についてでございます。

介護給付について国や県に対して意見書や要望書を提出したことがあるかというような質問でございます。

これは、全国市長会や全国町村会から国に対して介護保険制度などについて要望書が出されていることがございます。また、本町としましても住所地特例などについて要望させていただいたことはございます。

2つ目の市町村の特別給付というところの規定について、過去の検討や実施したことがあるかというご質問には、本町では平成12年の介護保険創設時に特別給付について検討を行いました。現行のサービスの上に上積みで給付を実施するということとなりますので、住民の方の理解を得ることは難しいかなと。そしてまた、2号認定の方への給付も制度の概念から

考えれば理解を得ることは難しいと考えまして、奈良県等にも相談を行った経緯がございます。そして現在、特別給付は実施しておりません。

3つ目としまして、介護給付から地域支援事業に移行する保険者の所見というところだと思います。

その回答としましては、介護予防・生活支援サービス事業は訪問型サービス、通所型サービスについては予防給付の訪問介護、通所介護で実施されていたサービスが移行されることを踏まえまして、法律上必ず実施すべき事業ということで位置づけされております。また、介護予防ケアマネジメントについては、介護予防・生活支援サービス事業のみ利用する場合に実施される事業であることを踏まえ、総合事業への移行により必ず実施すべき事業ということで、介護保険の最新情報の中で総則的事項というところでうたわれております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） まず、地域再生計画ということで、実績、検討、計画をつくっていない、検討していないと。その理由としては、この計画というのは広い地域で行っていく必要があるという認識をされたと思うんですけども、これは実はまちづくりの基本だと思うんですね。まちづくりができていなければ、これは利用計画そのものがもうできないと。これは報道なんですけれども、なかなかこれが実行できていないというところもありまして、4割の市町村はこれを全く計画書も出していないというふうに報道されています。

河合町は、計画なしということの理由としては、まちづくりがきちんできているかどうか、あるいはそれを活用する民間の企業はあるかないかとか、いろいろあったと思うんですね。それで、具体的になぜこれを利用できないのかということについて、もう少し説明をお願いしたいと思います。というのは、道路のインフラとか観光事業を振興するとかいろいろ案件はあったと思うんですね。ところが、この計画そのものが長期にわたるようなこともあるかもしれませんが、その中でこの支援措置が全く河合町には当てはまらないというふうに判断をされた経過を回答をお願いしたいと思います。

それから、4割の市町村が計画を立てていないということになれば、国自身の内閣府地方創生推進チームが言っているこういう支援策そのものに問題があるのかということも、考えるわけですね。その辺も、やはり行政が自分たちでこういう事業をしたいということをサポートすると、一つの支援策だと私は思っているんですけども、そうすると使っていないとかいうところがあるということは、非常にそのものがちょっとどうなのかということであり

ますので。その点についての行政のお考えも再度お願いしたいと思います。

それから、河合町の財政ですけれども、これは財政課長のほうの答弁がありまして、現在の将来負担というのは全国的にももう悪いほうに入っているわけですね。この認識がどういう形でそれをやっていくのかと。将来負担はこのままいけば減るわけですよ。それは当然のことですわ。だけれども、まちづくりと今後さらに負債が増える可能性もあるわけですよ。そういうことからしたら、やはりこれは計画的に、先ほど答弁ありましたけれども、健全化計画にのっとってという回答があったわけですよ。その健全化計画というのは一体何になるのか示してほしいと思いますね。

私は一般質問でもいろいろしていますけれども、例えば5カ年計画をさらにつくるとか、あるいは毎年1億の経常収支、黒字をつくるとか、そういう大きな目標がないと個々の事業をカットするのは難しいと思いますね。一個一個この事業をやめる、やめないというわけにもいかないわけですよ。そういう意味では、目標を持ってそれを住民に周知徹底するとか、あるいは行政の方たちの中でも、そういう形でやっという気持ちが起こらないと、いつまでたってもできないと思います。

だから改めて言います。現在持っている健全化計画とは一体何のことを言っているのか、説明をお願いしたいと思います。

それから、総合事業ですけれども、介護予防を今、中で2つ、デイサービスとか訪問介護について、一応総合事業になると。そのほかの事業も恐らく出てくるということの答弁がありましたね。そうしますと、市町村で行う地域支援事業というのはもともとあるわけですから、この2つの総合事業で低下をしないようにということを行っていますね。そうすると、例えばこの2つのサービスについて、この給付の、給付になるのか補助になるのかわかりませんが、この額についてはどういう算定方法をされているのかということですね。ほかの市町村は今年度行えば、給付の額は前年度の旧サービスの報酬を受け取れるということを行っているわけですね。それで市町村によっては1億ぐらい増えるんじゃなくて減らないということを行っているわけですね。この点についての7町でどんな話があるのか。あるいは河合町としてどういう勘案しているのか。要するに、もらう額が落ちるということを前提にしているわけですよ。例えば2年後ですとね。だから、そういう意味でこの辺の損得勘定じゃないんですけれども、資産について答弁お願いしたいと思います。

それから、介護保険制度ですけれども、いろいろ意見書は出しているということで答弁されたと思うんですけれども、私の言いたいのは、保険者の地位として地方の保険者、何件あ

りましたか、千何ぼあるわけですね。そういう保険者団体として、要するに地方自治体じゃないですよ、保険者として、どのようなこの介護保険制度を考えているのかということについて意見書を出したのかどうか、そういうことを問うているわけですね。だから、当然要望書とか住所地特例とかいうのは個々のケースがあるかも知りませんが、そういうのを全国的に保険者の単位としてどうするのかということについて考えているのかどうかということをお聞きしたいわけですね。

それから、特別給付については当初どの市町村も検討したと思います、平成12年ですか、2000年にはね。やっているところもございます。私は実はこれはもう既に提案していたんです。例えば配食サービスどうですかということを提案させていただきました。もちろんいろいろ問題はあると思いますけれども、こういう特別給付ができるということは横出しとか上限をオーバーさせるとかいうのがあるんですけども、そういうことは市町村の財政の問題にも絡んでくるんですが、こういうことをやはりあるということもやっぱり住民に知らせんといかんわけですね。だからそういう意味で、この特別給付についての平成12年度から1回あっただけということなんで、それはできるかどうかわかりませんが、そういうことなんです。

それから将来的には要介護2までの人を介護保険の対象から外すということもちらほら出ているわけですね。そうすると、ここでいうと、もしそういうことが起こったときに今の認定制度そのものも変えないといけないんじゃないかということになってくるわけですね。介護保険から外すわけですからね。それと、要介護2までの人は現行の認定を受けて介護保険外されるということについての不整合が起こってくるわけですね。だから、場合によっては介護保険の認定そのものもやっぱり変えていかないといけないということについて、新たな認定制度の構築も検討しないといけないとありますけれども、その点についての保険者のお考えをお聞かせくださると。お願いします。

○企画部長（澤井昭仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 澤井企画部長。

○企画部長（澤井昭仁） まず、平成26年度までで、奈良県の市町村がこの計画の認定を受けているのが12団体です。5市2町5村。ほとんどと申しますか、道通しが多いと。道と申しますのは、道路と林道、農道、公共下水と合併処理浄化槽という、そういう抱き合わせの事業。一番オーソドックスな事業です。そういうことで、先ほども申しましたけれども、私どもはこれは事業支援の制度の一つというふうに考えております。ですので、まちづくりをき

っちりしていなかったとか、なぜ利用できなかったかという、そういう議論については、その答えを持っていないんですけれども、事業構想があればこの制度も検討する。すべからく我々、制度を活用する際にはまず構想があって、その構想があるいは生まれようとしている、そういうときには県なりのネットワークをフルに活用して最適な支援制度を探すと。それはこれまでもそうですし、これからもそういうことでございます。

それから、道路とかいろいろ案件があったのに河合町に当てはまらなかったんかということなんですけれども、これは制度の根本にもかかわることなんですけれども、例えば国土交通省所管の事業であれば、国土交通省でこのような総合メニュー型の計画制度というのはあるんですね。都市再生法、都市再生特別措置法による都市再生整備計画、全く地域再生計画と同じような計画があるんですね。農水省も、それから環境省も同じようにあるということで、先ほど言いました都市再生特別措置法の制度ができてからこの地域再生計画の認定件数が減ったということもあります。ですので、それぞれの補助事業、国のメニュー補助で十分足りると。それを2つの事業をすれば2つの補助金を活用すればいい。といたしますのは、例えば公共下水道とそれから簡易水道と一緒にした場合、認定は確かに内閣府に出しますが、その後の補助金申請は、手続は国土交通省と環境省で手続をすると。結局一緒なんですね。そういう問題もあるので、手続をしている団体が少ないのかなと。

それから、制度そのものに問題があるのではという質問ですけれども、その問題ということについては、私は何も言う立場ではいけませんので。ただ、やっぱり煩雑です。ほかの助成制度を使うことで十分足りると。そういったメリットという部分がないのかなというふうに私自身は考えております。ただし、こういった支援制度というのは日進月歩、変わっていきます。内閣府がさきの会計検査院の指摘を受けて制度設計を見直して、もっと使いやすくしてメリットがある制度になれば、我々は今後生まれてくる構想に対してその引き出しの一つに地域再生計画を入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうからは、健全化計画ということで、これは何かということでのご質問です。

平成16年策定いたしましたして、17年度から取り組んでおります河合町健全化計画、この計画ということでございますが、この計画において収支の改善のための対応策を既に盛り込んで

おるところでございます。その部分につきまして今後も着実に進める必要があるということで、今現在も継続的に取り組んでいるところでございます。ただ、計画策定以降、人口の減少とか、あと地域高齢化への対応、また社会経済情勢や国の政策等々においても変更が生じているところがありますので、時期は未定なのですが、今後計画の見直しは必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○企画部長（澤井昭仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 澤井部長。

○企画部長（澤井昭仁） すみません。私先ほどの答弁で公共下水道と簡易水道と申した。簡易水道ではありません。申しわけないです。合併処理浄化槽です。すみません。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 私のほうからは、総合事業についての算定方法、7町の検討等についてです。

総合事業に移りましても、既存の訪問介護、通所介護等は既存のサービスとして残る予定でございます。そして、緩和されたサービスとして、今現在7町で報酬単価、人員とかの緩和した内容を検討しているところです。これは7町、河合町の住民の方が町外の事業所等も利用されるというところでご不便とか事業所としても煩雑になるというところで、7町統一単価をもって総合事業に移行したらというところの考えで今させていただいているところです。

そして、保険者としての要望ということで、介護保険の制度の中で、これは介護保険法の附則第5条に基づいて国に対しての保険者からの意見が言えるというのがありますので、河合町の場合は今現在、意見は出しておりませんが、何かありましたら出していくことも可能ですし、出していきたいというふうに考えております。

それと、特別給付。現在今実施はしておらないところなんですけれども、それにかわるものとして町単事業として介護用品の支給、おむつの支給や緊急通報装置の設置とか、軽度生活援助サービスなどを実施しているところでございます。

○議長（疋田俊文） 西村議員、あと1分ですのでまとめてください。

○9番（西村 潔） 最後ちょっと質問、細かな質問になるんですけども、総合事業をサービスの低下を招かないということですよ。ということは、給付が下がれば低下する可能性

ありますよね。29年4月からやった場合と今年やった場合、低下するかどうかのちょっと基準、判断を確認したいんですけれども。

○福祉政策課長（辰己 環） はい。

○議長（疋田俊文） 辰己課長。

○福祉政策課長（辰己 環） サービスの低下というのは住民さんにとって不利益なので、それは低下のないようにということで、実施に向けてしております。その体制が27年度はまだ整っていないというところで、その体制づくりを今検討させていただいているところでございます。

○議長（疋田俊文） これにて、西村 潔議員の質問を終結いたします。

10分、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時39分

○議長（疋田俊文） 再開します。

◇ 谷 本 昌 弘

○議長（疋田俊文） 3番目に、谷本昌弘議員、登壇の上、質問願います。

○11番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 谷本議員。

（11番 谷本昌弘 登壇）

○11番（谷本昌弘） 議席番号11番、谷本昌弘、通告書に従いまして、次の一般質問をさせていただきます。

1番、役場玄関付近の防犯灯についてでございます。

最終電車23時43分、新王寺行きの電車が池部駅を通り過ぎると、間もなくホームの電灯は消え、次に駅舎の電灯も全て消え去ります。池部駅そのものが闇の中に沈みます。続いて、午前0時10分ごろ、それまで役場庭園にこうこうとついていた10基ほどの庭園灯も一斉に消

えます。その途端、役場は黒々した森になり、駅前広場一体も本当の暗闇になります。近くにある公衆電話と自動販売機の小さな明かりが、わずかな救いです。とても安心・安全を誇れる河合町のまちの姿ではありません。10基ほどの庭園灯、冬場で約7時間、夏場で約5時間、こうこうと点灯しておく必要があるのかと、電気代だけでも相当要るものと思われる。せめて1基ぐらいは一晩中、防犯という意味におきましても、役場の玄関前につけておいてほしいと思っております。この問題は、四、五年前にも一度質問しておりますが、何ら改善されることもなく今日に至っております。

続きまして、2番、認定こども園についてでございます。

専従の職員さんを置いて、三、四年ぐらいをめどにどうしても建てたいと、また建てようとされておる、この今の勢い、今、河合町は財政不足に陥っている今現在、認定こども園がそれほど必要な建物でしょうかと思っております。老朽化が進んでいるとはいえ、まだまだ使用可能な幼稚園、保育所がございます。健全に運営されておるものと思います。少子化により、両園とも教室は十二分に余裕があります。こども園新築に至っては、数億円もの多額の予算が必要になります。今、河合町では積もりに積もった負債、約135億円という大きな負債を抱えておるわけでございます。事業するに当たっても本当に優先順位の高いものからになっていきます。

また、公的な建物の老朽化に対する補修や改修工事がたくさん残っております。それらの耐震補強工事も残っております。有事の際には、災害本部となるべき河合町役場そのものが、いまだに耐震工事がなされていないと。なぜされていないのかと。何にも増して優先順位が最も高いのでないかと思っております。

また、ほかに中央公民館、体育館、セミナーハウスなどなどの耐震化は、いまだにされておりません。災害時には、大勢の人々が避難する場所でございます。なぜこれらの建物、耐震化がおくれているのか、疑問です。

次に、町内全域に埋設されております上水道管及び下水道管などなども、相当耐用年数が過ぎておるものと、また傷みぐあいも相当だと思えます。インフラ整備におきましても、多額の予算が必要とされる今、なぜそれらを後回しにしてでも認定こども園を優先させることに納得はできません。私も認定こども園を否定はしません。が、今申し上げました諸問題のほうに優先されるべきではないかと思っております。

それと、認定こども園、皆さん方も場所をご存じかと思いますが、今の場所、なぜ今のような総合コートの保全地域になったかといったことなども少し疑問に思っております。

3番目に、釘池テニスコートのもう一面についてでございます。

平成20年度に2面あるコートのうち、1面だけを全面改修していただいてから、はや7年の歳月が過ぎました。残りもう1面は、傷んだ状態でそのまま放置されております。残りもう1面の早期改修をできないものかと、平成26年の6月議会にも一般質問しておりますが、そのときの答弁が、財政状況を考慮しながら計画的に対応したいということでした。スポーツ施設は、あれもこれもたくさんあるわけですが、どのような計画で今後どのように修理、補修などされていかれるのか、その進捗状況あるいは計画状況などをお聞きいたします。

あとは、自席にて質問させていただきます。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） 私のほうから、1つ目の役場前の防犯灯についてのご回答をさせていただきます。

まず、役場の庭園灯につきましては、議員もおっしゃるとおり、現在、近鉄池部駅の最終電車発車後、人の通り等がなくなるの見越しまして、約二、三十分後には消灯されるよう、電気制御盤でタイマースイッチにより管理をさせていただいております。庭園灯は、役場玄関門を出た右側にありますが、この庭園灯を1基でも消灯しないようにするには、電気制御盤の改修及び庭園灯にタイマースイッチを新設するなどの工事を必要としなければなりません。

そこで、私自身、どのような状態なのか、庭園灯が消灯した時間帯での現場を確認させていただいております。結果、その状況を見ますと、役場玄関門前の公衆電話の上に1つ防犯灯が設置されております。設置しているにもかかわらず、器具が老朽化しているためなのか、照明がかなり弱い、暗いという形で、防犯灯としての効果は余りなく、暗い状態でございます。そこで、つきましては、この防犯灯の球の交換、あるいは改修または移設などを行い、対応したいと考えておりますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤認定こども園準備室長。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） 私のほうからは、2つ目の認定こども園について答弁させていただきます。

平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、河合町においても平成26年度に子ども・子育て会議を開催いたしました。平成27年度から本格的に施行した子ども・子育て新制

度では、乳幼児期の保育、教育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとされています。河合町では、これまでに子ども・子育て会議などにおいて、幼保連携型認定こども園への移行を多くの方が希望されています。安全性の確保や人口推計に基づく従来のあり方などに重点を置き、今後の河合町子育て支援施策を検討した結果、新たな場所において幼保連携型認定こども園を提供することが望ましいとの結論に至りました。

また、認定こども園に配置される職員は、免許・資格などを取得する必要があるため、新制度施行から5年間のみ特例措置の適用があり、単位数の軽減や、更新講習を受講すれば保育教諭になることができます。平成27年度は、7名の保育士・幼稚園教諭が幼稚園教諭免許の更新講習を受講しました。特例期間内に、来年度以降も計画的に更新講習を受講する予定です。

候補地の選定については、施設の適正配置、安全性の確保、周辺環境への影響、町有地の有効活用などに重点を置き、検討した結果、候補地は池部駅が最寄り駅となる町中心部に位置し、周辺環境の影響もなく、これからの就学前の幼児教育、保育施設には、このような公園区域と一体となっているような、すぐれた環境の中において提供することが望ましいと考えています。

資金調達については、普通交付税の有利な地方債を充当したいと考えています。

それと、先ほど、幾つかの公共施設を挙げられた中で、なぜ一番最優先にするのかというところですが、その中でも河合幼稚園、広瀬台保育所、西穴閣保育所の3施設については、建築年度が昭和50年前後で、既に40年以上経過しており、3施設とも老朽化のため建てかえが必要と考えています。

以上です。

○保健スポーツ課長（上村 豊） はい、議長。

○議長（足田俊文） 保健スポーツ課長。

○保健スポーツ課長（上村 豊） 私のほうからは、3点目の釘池テニスコートの件で答弁させていただきます。

釘池テニスコートについては、議員ご質問のとおり、現在は1面を利用させていただいており、利用希望時間が重複した場合は、利用時間帯の変更や総合テニスコートの利用をお願いしています。

もう1面の改修につきましては、当然必要とは認識していますが、総合グラウンドのマイクの音響設備の故障等による突発的な補修が必要となり、優先的に改修を進めているところです。つきましては、他のスポーツ施設の状況も踏まえながら、計画的に釘池テニスコート

の改修につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（谷本昌弘） はい。

○議長（疋田俊文） 谷本議員。

○11番（谷本昌弘） まず、役場前の防犯灯、これ、次長もこの現状は、深夜の状態というのは、ご存じですか、お聞きいたします。深夜の状態、深夜2時、3時、どのぐらいの状態、深夜の状態、池部の駅前そのものが。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村次長。

○総務部次長（木村光弘） 一応、時間帯での確認で、1時ごろまでというような確認はさせていただいたんですが、2時、3時まで、ちょっとそこまでは確認等はしておりませんが。

○11番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 谷本議員。

○11番（谷本昌弘） 確かに2時、3時の深夜の池部駅前付近というものは、本当に暗いといった、とても安心・安全を誇る河合町のまちの姿ではないと痛切に常日ごろから思っているわけでございます。ぜひとも、今回、今、答弁の中にありましたように、せめて1基ぐらいは一晩中、防犯という意味におきましても、つけていただくというような回答でございましたので、考慮していただきたいと思っております。

続きまして、3番の釘池コートのもう1面、計画的に対処しているとの答弁ですが、スポーツ施設もたくさんあります。どのスポーツ施設を何番目にするかと、あるいはどの施設を先に優先的にするかと、その辺の判断というのは非常に難しい面もあろうかと思われませんが、そのあたりを一表にして、大体何年ごろにどういう状態、何年ごろにどこそこ、何年ごろにどこそこと、そのような、課長、計画表というものは発表されるのでしょうか、お聞きいたします。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 今、議員おっしゃっていますように、もちろん計画は一応持っております。

○11番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 谷本議員。

○11番（谷本昌弘） もしよければ、そしたら今、この質問の中でありましたように、釘池コートのもう一つのテニスコートの全面改修、それがもしか、あるんでしたら、計画ですので構いません、大体、平成何年ぐらいにこの改修工事していただけるか、お聞きできますか。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） ここの計画というよりも全体的な計画を持っております。それにつきまして、財政状況を踏まえながら整備をしていきたいと。その中の、先ほど上村課長が申しましたように、当年度で計画をしておりますも、例えば今年、ご迷惑をかけたんですけども、町民体育大会の例えば放送設備が故障したと、そうになりましたら、やっぱりそっこのほうを優先しなければならないというふうになっております。そういうことで、この年度というよりも、全体の計画を持ちながら、財政状況を見ながら計画を進めてまいりたいということでございます。

○11番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 谷本議員。

○11番（谷本昌弘） 今、答弁の中にもございましたように、財政状況を見ながらということですね。実際、私ども、このスポーツ、私も長年テニスをやっておるわけですが、スポーツする人にとっては、施設の使用料、安いにこしたことはございません。しかし、この今、減収ということに常日ごろ、河合町の財政不足あるいは減収という形の姿を見るにつけ、減免措置というものがとられて、特に河合町の住民でスポーツされておる方に限っては、非常に優遇されておるような、使用料とはいえ、破格に安い値段で利用させていただいておるわけです。これらの使用料の見直し、大きな財政不足であればあるほど使用料の見直し、いわゆるこの減免措置の見直し、これも10年ほど前に私、この質問をしたと思いますが、その当時は確かに減免措置で非常に安い金額で、各スポーツされておられる方は喜んでおられたわけですが、いつまでもそれに甘んじておるといふわけにもいきません。受益者負担という意味におきましても、そういうスポーツをされる愛好家の方々にもご理解をいただいて、スポーツの使用料の見直し、またスポーツだけではありません、施設の使用料の見直しといったものなどなども幅広く考えて、考慮して、財政の立て直し、少しでも多くの収入を得るような方向で考えていただきたいというふうに思っております。

続きまして、2番目の認定こども園についてでございます。

現在の場所がなぜあそこになったかといったことですが、あの保全地域、環境は非常にいいというようにおっしゃられておる場所でございますが、果たして本当に環境のいい場所かどうかと私、疑問に思っているわけです。そういう毒虫や本当に、きょう傍聴されておられる皆さん方も現在のその場所をご存じかどうかわかりませんが、山の中、蜂やらアブやら毒虫ですね、ムカデやら、たくさんおると思います。それらの対処とかも考慮されておるとは思いますが、どんなあんばいですやろうか、お聞きいたします。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） はい。

○議長（疋田俊文） 佐藤室長。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） 例えば、隣接に豆山の郷等の施設もございます。当然、今後あの場所で建てる部分に関しては、そういったような害虫とか、例えばマムシ等の問題もこれから出てくると思いますので、今後も検討していきたいと考えております。

○11番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 谷本議員。

○11番（谷本昌弘） 確かに、そのような安全というものに関しては、十二分に注意は払わなきゃいかんと思っておりますし、また場所的にも、かなり河合町の端のほうになっておりますし、また周囲は全て山であると、林や山林、周囲が全て山林であるような状態で、本当にこれ安全な場所かといった疑問に思えるところもあります。

それと、大きな予算が必要とされておることに対しまして、いろいろな特典がある。県あるいは国からは、大きな特典があるから使うて、それを利用していただいて、工事を進めるということを考えておることですが、それにいたしましても借金するということには違いないわけです。予算的に必要な資金というものは、全て借入金で賄うというお考えですね。お願いします、答弁。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤室長。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） まず、あその場所が町の端とかいう部分のお話をされておりますけれども、河合町全域で考えますと、ちょうど中心の部分に位置します。今、既に県の建築課のほうと開発行為等で事前協議させていただいている中でも、そこら辺が理由のポイントになってきます。そういった中では、適正配置やというようなご意見もいただいております。

安全対策等についてですが、確かに冬季のお迎えの時期は、計画予定地を含め総合スポー

ツ公園全体がかなり暗闇になるため、街灯の設置などを考えており、歩道のない区間における交通安全対策も検討しております。

最後に、財源確保についてですけれども、基本は地方債になります。できる限り交付税措置のある起債を充当したり、準備室だけでなく町全体で、国庫、県補助金、交付金対象にならないか検討していますが、今後もいろいろな施策を国も考えていますので、引き続き国の動向に注視しながら、より有利な財源確保に努めたいと考えています。

以上です。

○11番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 谷本議員。

○11番（谷本昌弘） いずれにおきましても、借金で賄うという、そのような答弁でございますが、この質問に当たって、どの程度の予算が必要か、あるいはどの程度の規模になるのかといった、かなりな詳細な部分を知りたいと思って担当課に相談したわけですが、なかなか詳細な意見は言えないと、まだ実際にアウトラインができていないから金額が幾ら、あるいはどの程度の青写真というものが発表できる段階でないということでしたので、私、つい先日、河合町と非常に人口的にも、あるいは財政的にもよく似たある町のほうへ、今年の春、オープンされた町に、認定こども保育園を先駆けてされた町に聞きに行ってきました。大体、園児数250人程度を予定されておる立派な施設でございますが、総工費10億円という大きな予算をそこは、かかっているわけです。もちろん、河合町が10億か、それはわかりません。他町が10億円でされたんで、河合町もそれにプラスに、多いんか少ないんかというのは、今の状態では全く金額的には10億というお金は参考になるかならんかは横に置いておいても、相当大きなお金が必要であるということは、かかるということは確かなようです。

それと、幼稚園の園長先生にも中身、実際の、やってみて中身の運営、どんなあんばいですかというてお聞きしたところ、大変に課題もたくさんあると。やってみたものの、何せ初めてこのような新しい施設で新しい試みをやったものだから、課題が相当たくさんあると。これらを一つ一つ教職員と一緒に吟味しながら、日ごろまたそのようなことを研究しながら、課題を一つずつ克服しながらやっていくという答弁でございました。もちろん、いい面もおっしゃっておられましたし、またそのような課題の面もたくさんあるということです。

それと、補助金、いろいろと統廃合して、そのあれで私どもは建てたものの、それに対する毎年またいろいろな補助金を行政のほうから追加的に支援していかなくちゃいかんということで、財政がかなり要るということを担当の課長もおっしゃっておられました。

ですので、私、今申し上げましたように、お金の要るところ、そういう限られた予算の中で、本当に幼稚園そのもの、認定こども保育園が優先順位が本当に高いんねやろうかと、学校統廃合のほうは先に進むんと違うやろうかと、私はそう考えておるわけです。統廃合した後の建物、仮に学校統廃合した後の建物であれば、もう既にこういう耐震工事も終わっておりますので、その跡を幼稚園なり保育園なりに施設に利用するといったような考えではいかんのかいなど、こう思ったりもしておるわけでございます。

いずれにいたしましても、その大きな予算、まず一番最初に、優先順位の高いのは、私、河合町役場、この本庁の耐震工事。

○議長（疋田俊文） 谷本議員、時間ですので。

○11番（谷本昌弘） わかりました。まとめます。

耐震工事、これが一番先に河合町の災害対策本部になるべく、河合町が一番先に防災のこういう工事をしていただきたいとは思っておりますので、発言時間がなくなりましたんで、私の質問、終わります。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 今、議員おっしゃっていますように、認定こども園、多分私も同じ場所、研修に行っております。ちょっと聞きますと、そこの施設は床暖房等もしておられるそうです。河合町におきまして、そこまで必要なかどうかということは検討していかなければならないというふうには考えています。

それと、今おっしゃっていますように、例えば運営面、その辺の課題につきましては、事前からほかの施設もいろいろ聞いております。そのことを踏まえまして、今現在、事前としまして、町内のプロジェクトチームの中で、そこら辺の課題を先に整理しようということで進んでいる状況でございます。それで、今現在、議員の皆さんに詳しい状況というのは、今その辺をまとめながら、皆さんに説明する材料というんですか、をまとめていくということで、今その辺の下準備をしているということでご理解願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（疋田俊文） これにて、谷本昌弘議員の質問を終結いたします。

暫時休憩しますけれども、1時20分から再開いたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時19分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

◇ 中 尾 伊 佐 男

○議長（疋田俊文） 4番目に、中尾伊佐男議員、登壇の上、質問願います。

○12番（中尾伊佐男） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾議員。

（12番 中尾伊佐男 登壇）

○12番（中尾伊佐男） 議席番号12番、中尾伊佐男。通告書に基づいて質問いたします。

昨年来、デマンドタクシーの導入を求めてまいりましたが、前向きな検討がなされておられませんようですので、再度質問させていただきます。

公共交通は、単に移動を便利にするだけでなく、福祉、教育、商工、観光、環境といったさまざまな分野を支えるインフラであります。その充実によって、町民の通院、買い物、通学などの基本的な移動を確保することで生活水準を担保し、さらにまちのにぎわいを生み、活性化につながるものと考えます。

本町の公共交通の利用や経営状況は厳しい状況にあると考えられますが、一方、高齢化の進展に伴い、公共交通といった各種輸送サービスの必要性が高まっております。また、社会的な視点からも公共交通の必要性は高まりつつあります。利用減少と必要性の高まりという相反することに対応するため、新たな公共交通の仕組みをつくり出すことが必要です。各種の連携によって、本町のこれからの時代に合った公共交通のシステムづくりが課題と言えます。

そこで再度、デマンド交通、デマンドタクシーの運行、導入に向けた検討をしていただくことを要望いたします。安心・安全で暮らせる高齢化社会、高齢者の方に生活の足を確保する予約型デマンド交通、デマンドタクシーの導入を求めます。行政の方も我が身にとってよく考えてください。決して人ごとではありません。いずれ皆、年老いていくのです。

これで質問を終わります。再質問はしません。

前向きな回答をよろしく申し上げます。

○まちづくり推進課長（中山雅至） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中山まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中山雅至） 本町においては、買い物などの日々の生活の基礎となる移動に欠かせない町内公共交通網のサービス向上に向けて、河合町地域公共交通活性化協議会において協議しているところです。協議会で生活交通の確保に関する事業として、コミュニティバスの運行を踏まえた計画も取りまとめました。その後、議会における一般質問などにおいて、議員からデマンド交通も踏まえて検討してみてもどうかというご提案をいただきました。

そこで、本年4月より、社会福祉協議会で試行的に福祉有償運送の対象を拡充し、買い物にもご利用いただいております。また、庁内連絡会議を開き、現在利用状況、利用者の意見等を取りまとめ中で、ドア・ツー・ドアの輸送に対する満足度や課題などの情報を蓄積し、今後は本町の実情に即した形態の輸送サービスを実現し、高齢者の方の移動手段を確保したいと考えます。

以上です。

○議長（疋田俊文） これにて、中尾伊佐男議員の質問を終結いたします。

◇ 池 原 真 智 子

○議長（疋田俊文） 5番目に、池原真智子議員、登壇の上、質問願います。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

（8番 池原真智子 登壇）

○8番（池原真智子） それでは、議席番号8番、池原真智子のほうから、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

大きく1つ目に、いじめ防止対策推進法についてお聞きをします。

ご承知のとおり、この法律は2011年に起こった大津市でのいじめが原因の自殺事件をきっかけに策定されたもので、2013年9月から施行されています。本法律は、事前にいじめを防止することはもちろん、みずから命を絶ってしまうといった最悪の事態を招かないためのもの

ので、学校、自治体などにそのための取り組み義務などを課しています。にもかかわらず、昨年度のいじめ認知件数は増加の一途をたどっており、とりわけ小学校では、過去最多を記録しました。さらに、いじめの中でも最も危険な状態にあると言われる重大事態も156件あったと報告され、長期の不登校や心身の不調をもたらしたものも少なくありません。本当にいじめとは、子供の人格はもちろん命までもむしばむものであり、最も重大な人権侵害であると言っても過言ではありません。子供を取り巻く全ての大人が、心して取り組むべき課題であり、決して他山の石にしなくてはならないと思います。

その意味において、この河合町でも最悪の状態が起こらないとも限りませんし、だからこそいじめを見抜く一人一人の感性が問われています。何よりふだんからの取り組みと子供へのかかわりが大きなポイントになるのではないのでしょうか。そうしたことを踏まえ、次の質問にお答えください。

1、改めてこの法律の大まかな概要を示すとともに、その中における町の役割について明らかにしてください。

2、河合町においていじめ事案はどれぐらい起こっていますか。疑いのあるものも含め、その件数及び主な内容について明らかにしてください。

3、いじめが起こった場合、学校や教育委員会はどのような対応をされますか。具体的な対応方法、内容について示すとともに、保護者とのかかわり、説明はどのようにされているのか教えてください。

4、本法律では、各学校にいじめ防止基本方針の策定を義務づけています。町内での策定実績と主な内容及び具体的取り組みについて明らかにしてください。また、法律では、地方自治体に対し努力目標として同じ基本方針の策定を求めています。残念ながら、我が奈良県は、全国で唯一策定されていない県だと言われていますが、だからといって、各地方自治体で策定しないという理由にはなりません。河合町として基本方針を策定しようと考えておられますか。方向性と内容についてお示してください。

5、全体として今後の考え方や具体的な取り組みについてお示してください。

大きく2つ目に、今年度改定された介護保険制度についてお聞きをしたいと思います。

さて、今回の改定は、2025年に65歳以上が3人に1人、75歳以上が5人に1人ともいわれる、いわば大介護時代を迎えることから、そのため昨年6月に医療介護総合確保推進法を策定し、持続可能な社会保障制度の確立を目指したものです。大きくは、住みなれた地域での生活継続を目指しての地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を求め、大幅な制度

改定が行われたものです。しかし、これは一方では、今後も増大するであろう介護保険予算を抑え込むためにサービスを受ける側の当事者と当該自治体にその責任を押しつけるものではないかとの批判も噴出しているところです。どちらにせよ、介護保険制度とはその本来の目的に照らしても、どんな立場になったとしても気軽に利用できるものでなければなりません。そのためには、この制度を誰にとってもよりよいものにしていかなければなりません。そうした意味から、次の質問にお答えください。

1、今回改正された内容はどのようなものですか。具体的に示すとともに、改善前との比較も明らかにしてください。また、それについての町の考え方もお示ししていただきたいと思えます。

2、今回の改正にかかわって、当事者への周知はどのようにされましたか。また、今回は大幅な改正です。これについて混乱はありませんでしたか。それにかかわって、相談体制はどのようにされていたのでしょうか。

3、改正では、所得に応じてサービス利用料が2割負担になった方がいます。私の感触では、所得の設定そのものが低いのではないかと感じており、そのため対象者が広がってしまったとの危惧を持っています。該当者は何人ぐらいおられて、全体に占める割合はどれぐらいなのでしょう。また、制度導入にかかわって、当事者からの意見は聞いておられますか。聞いておられるとすれば、その内容を教えてください。

4、改正ではまた、介護保険施設入居者のうち低所得者向けの食費、居住費の補助適用基準が引き下げられました。これについての意見集約はされていますか。とりわけ、トラブルや入居を見合わせるなどの混乱は起こっていないのか明らかにしてください。

5、今年から3年の間に要支援1、2向けの介護予防サービスの一部が市町村に移管されることになりました。どのような内容で、どれぐらい移管されたのでしょうか。既に実施されたものと、これからのものをそれぞれ具体的に示してください。

再質問がありましたら自席にて行います。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本教育総務課長。

○教育総務課長（杉本正範） 私のほうからは、1問目のいじめ防止対策推進法についてお答えさせていただきます。

1つ目に本法律の概要と町の役割でございますが、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え

るのみならず、その生命または身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として基本理念を定め、国、市町村、学校、保護者それぞれの責務を明確にし、学校におけるいじめ防止基本方針の策定を義務づけ、市町村においては関係機関との連携を図るための協議会を設置できるものとしております。また、学校が講ずべき施策、国・市町村が講ずべき施策について定めております。

町の役割としましては、道徳教育等の充実、早期発見のための措置、相談体制の整備、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を学校と連携して進めるとともに、いじめの防止等の対策に従事する人材の確保、調査研究の推進、啓発活動を行うこととなっております。

2点目に、河合町におけるいじめ問題の発生件数とその内容でございますが、発生件数は平成26年度、小学校で8件、中学校で1件となっております。内容としましては、冷やかしたりからかい、悪口など嫌なことを言われる、仲間外れ、わざとぶつかられたり蹴られたりするといったことが報告されております。

3点目のいじめ事案が発生した場合の学校、教育委員会の対応方法と保護者への説明状況でございますが、いじめ事案が発生した場合の対応としましては、まず、学級担任、他の教職員、スクールカウンセラーが連携し、面談を行うとともに心のケアに当たります。同時に家庭訪問を実施し、保護者に状況を報告し、保護者と連携を図りながら解決に向けての対応を行ってまいります。また、いじめた児童生徒への対応につきましても、しっかり状況を聞き、指導をいたします。さらに、保護者へ報告し、いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪指導を行っております。

教育委員会の対応としましても、学校、その他関係機関と連携を図りながら、必要に応じて教育委員会、または総合教育会議を開催し、調査・対応に努めております。

4点目の学校、町におけるいじめ防止の基本方針の策定状況と、具体的取り組みでございますが、平成26年度に各小中学校においていじめ防止基本方針を策定し、校内いじめ防止対策委員会を設置しております。また、教育委員会、PTA本部役員、学校評議員、生徒指導部会などと連携した組織体制も確立しています。

町におきましては、基本方針の策定は努力義務となっておりまして、現在、策定には至っておりませんが、各学校とリンクした形でいじめの対応に努めているところでございます。策定については、早い時期に策定したいと考えております。

具体的な取り組みとしましては、いじめほどの学校でも起こり得るものであり、人の命にかかわる問題であるということを教職員が認識し、人権教育の充実や規範意識の醸成を行う、早期発見・早期対応するためアンケート調査を行い、行動や表情の変化などの小さな兆候のサインを見逃さない、教職員だけでなく生徒会も生徒が生徒を変えるという視点から、いじめの撲滅を目指す活動を行う、家庭や地域との連携、高田こども家庭相談センターや警察との連携。最後に、パソコンや携帯を利用したいじめもあるため、利用のルールやマナーなどを教えるとともに、保護者に対しても協力を依頼といったところでございます。

最後に、今後の方向でございますが、いじめ問題の根本的な解決には、未然防止のための取り組みが重要であると考えます。そのため、教育活動全般を通して、全ての児童生徒にいじめは決して許されない行為であることの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人権を尊重し合える態度の育成など、心の通い合う人間関係を構築する取り組みを継続して実施していく方向でございます。

また、実際いじめが発生した場合には、できる限り早期に適切に対応することを心がけていきたいと考えております。

以上でございます。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己福祉政策課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 私のほうからは、2015年度介護保険制度の改正内容についてということで、5つ質問いただいておりますので、それについて回答させていただきます。

改正された主な内容と町の考え方ということで、改正されました内容は、一定以上所得のある方のサービスの負担割合の見直しが行われました。それは1割負担から2割負担に改正されたもので、その要件といたしますのは、収入が年金のみの場合は年収280万以上の方、年金収入以外にも収入がある場合は合計所得金額が160万以上の方が対象となります。

2つ目には、給付費の負担額の上限月額が変わりました。これは高額介護サービスの基準となります。世帯内に現役世帯並みの所得がある高齢者がおられる場合は、月々の負担上限が3万7,200円から4万4,400円に変わりました。これは、同一世帯内に課税世帯145万以上の65歳以上の方が対象となります。

3つ目としましては、施設入所者の食費、居住費の負担軽減の基準が変わりました。変わった内容としましては、本人及び同一世帯の方の所得をもとに対象となるかどうかを判断させていただいておりましたが、改正後は配偶者が市町村民税を課税されているかどうかを確

認させていただき、課税されている場合には、負担軽減対象外というふうにさせていただいております。そして、世帯が同じかどうかは、これは問わないということになります。軽減対象の預金等の確認もさせていただくこととなります。預金等の金額の確認をさせていただきまして、配偶者がいる方の場合は合計2,000万円、配偶者がいない方は1,000万円を超える預貯金がある場合は対象外ということになります。

4つ目としましては、特別養護老人ホームに入所できるのが原則要介護3以上の認定を受けた方となります。特養は、これまでも重度の要介護状態に、ご自宅での生活が困難な方に対して入所していただいておりますが、改正により、はっきりと重度な介護状態の方が入所となります。なお、要介護1、要介護2の方でありましても、やむを得ない事情や特養以外での生活が困難な方には、入所していただくことも可能でございます。

5つ目としまして、地域包括ケアシステムの構築ということで、在宅医療、介護連携の推進、認知症施策の推進など、特に生活支援サービスの充実を行うという意味で予防給付の見直しを行い、訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行し、総合事業として市町村が地域づくりに取り組み、高齢者自身が担い手として積極的にサービスに参加して、支援を要する高齢者を支え、高齢者の多様なニーズに対応する多様なサービスが地域でできるよう検討しているところでございます。

6つ目としまして、介護保険料の軽減強化ということで、低所得者に対しましては、本来基準額の0.5割の割合で保険料を決定させていただいておりますが、給付費の50%の公費負担に加えまして、第1段階に属する被保険者の保険料に対しては5%を公費投入させていただき、基準額を0.5割から0.45%で決定し、保険料の軽減強化をさせていただいております。

今回のこのような制度改正は、介護保険制度の継続と保険料や費用負担の公平化等を見据え、低所得者には配慮された制度改正になっていると町は考えております。

2つ目としまして、改正内容に係る当該者の周知方法と相談体制ということですが、広報等はもちろんケアマネ会議等で周知を行うとともに、地域包括支援センターによります出前講座等で周知を行い、改正に該当する方には個別通知等をさせていただいております。

また、相談体制は窓口対応だけではなく、包括支援センターの出前相談や訪問業務等を通じて現地に赴きまして、相談を受けているところでございます。

次に、サービス利用者が2割負担となった人の全体に占める割合と、そして当該者の意見集約はどうかということですが、これは、要介護認定者の16.2%が2割負担に移行というこ

とになっております。意見としましては、所得に応じての自己負担の話でございますために、住民の皆様には理解していただいているところであると考えております。また、現状で苦情等は受けておりません。

4つ目、介護保険施設入所者のうち低所得者向けの食費、居住費の適用基準が引き下げられたということで、トラブルや入居を見合わせるなどの実態はないかということですが、低所得者の人の居住費、食費の負担軽減につきましては、負担限度額自体は制度改正前と基本的には変わっておりませんが、当該条件の見直しにより、トラブルや入居を見合わせるというのは現在ないというふうに認識しております。また、一定以上の預貯金を確認するための通帳のコピー等には抵抗がありますという意見はいただいているところでございます。

5番目としまして、今年から3年の間に要支援1、2向けの介護予防サービスの一部が市町村に移行されると、その内容と実績ということですが、この事業は総合事業でありまして、正式には介護予防・日常生活支援総合事業といたしまして、地域支援事業へ移行させていただき、サービスの内容等は各市町村で決定ができることとなります。現在は、西和7町で介護予防の通所介護や訪問介護のサービスにつきまして、報酬単価や人員の緩和などについて検討をしているところでございます。現行サービス相当も残りますので、住民様にとっては多様なサービスの中から実施していただけるよう考えているところでございます。

以上です。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） いじめ対策推進法の件について課長からお答えをいただきましたけれども、今お答えになった分でさらっと聞いていたらきちんとやられているのかなという気がしますがけれども、実際、河合町では重篤な結果を生むというのは今までにもなかったんですけれども、いつどこでどうやって起こるかもわからないというのはお互いに確認できると思うんですけれども。町の役割についてお答えをいただきましたけれども、例えば道德教育とか早期発見とか相談の充実、それからいじめ問題に当たる人材の確保とか研究とか啓発とかというふうにお答えをいただいたんですけれども、これがきちんとなされているのかなという心配をします。ほんで、言葉づらでは今お話しいただいているけれども、それだけきちんと道德教育にしてももっと具体的に教えてほしいんです。どういうふうな取り組みがなされているのか、ほんで親御さんもそんなにご存じでは多分ないんだろうと思うし。ほんで、今のいじめというのは誰が加害者になって誰が被害者になるのか、1日たったら変わっている

という場合もありますので、そういうことも踏まえながら取り組みをしなければならないと思うんで、さっき言われた町の役割について、取り組みについてをもう少し具体的に教えていただきたいのと、それから、協議会を設置されているんですか。そういう話もあったんで、それについてももう一度教えていただきたいと思います。

それから、一番最後のところでご回答いただきましたけれども、インターネット上のいじめがかなり、別に河合町だけの問題ではありませんけれども、一般的にすごい形で増えていて、ほんでそれがどんどん回り回って、それが自殺につながったという事件ももちろんございましたから、その辺の調査というのかな、どの辺までどうなのかということをしちんと把握されるべきだと私は思いますので、その辺についてもお答えをもう一度お願いしたいと思います。

それから、防止基本方針については、いずれは策定をしていきたいというふうに言われましたけれども、先ほども私が言いましたように、奈良県だけがまだ策定されていないということで、それを乗り越えて河合町がされるのかなという希望を持ったんですけれども、まず、必要だと思っておられるのかどうか。ほんで、必要だと思っておられるんだっとなぜなのかという点についてもお答えを願いたいと思いますし、具体的に再回答をお願いします。

それから、すみません、介護保険の関係なんですけれども、一応中身について一つ一つお答えを願ったんですけれども、1つは、ちょっと話がばらばらになって申しわけないんですけれども、特養園の入所が原則要介護3以上ということになったと。ほんで、それ以上軽い場合でもやむを得ない事情については入所可能だということが説明でありましたけれども、そのやむを得ない事情というのはどんなものなのか教えてほしいのと、今私が聞いているのは、今入所されている方はそのまま継続されているというふうに聞いているんで、その辺のことももう一度教えてほしいのと、それから、保険料の軽減強化が低所得者対策でなされたという説明があったんですけれども、ちょっとさっき具体的な数字、金額がなかったんで、どれぐらい平均軽減されたのかを教えてください。

それから、②の混乱はありませんでしたかという質問に対して、いろいろ個別通知を行ったとか、地域包括支援センターが現地へ赴いて説明を行ったとかというふうな話があったんですけれども、ひょっとして役場に届いていない混乱というか、何がどうなっているのか、高齢者の方って通知が来たらそのまま積んでおくとか捨ててしまうとか、いろんなパターンが多いように私は聞いているので、そんな話は届いていないのか、地域包括支援センターなんかを通じて役場に上がってないのかどうか、もう一度教えてください。

それから、③のサービス利用料2割負担の件で、全体の16.2%が2割になったということで、私からしてみますと、かなりの人数が2割負担になったんだなという感じを受けています。ほんで、課長は理解してもらっているって、それは役場に異議申し立てがない限り理解してもらっているというふうに受けとめられるかもわかりませんが、中にはそのためにサービスを抑える人、今までよりも低く設定する人がいるかもわからないので、その辺の混乱についてないのかどうか教えてください。

それから、④にかかわって、トラブルはないけれども、預貯金まで調べられるということで、ちょっと何かマイナンバーを想像するんですけれども、そこまで厳格に国は一人一人の所得を調査しているということで、ある意味怖いなという感じはするんですけれども、それに対する抵抗というふうに課長からお答えをいただきましたけれども、どんなふうな意見があったのか教えてください。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（足田俊文） 杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） いじめ防止対策推進法についてでございますが、町の役割として先ほど7点ほど言わせていただいたんですけれども、これは直接教育委員会が行うというのはなかなか難しく、これも学校と連携した形で、直接子供とか保護者に対して学校を通してやっていただいております。その中で、先ほど議員おっしゃいました道徳教育の充実、これも学校の中で行っております。数年後には、道徳も教科化されるということも聞いております。やっぱり国としてもこういう教育が大事であると認識しているところだと思います。

相談体制の整備とか相談人員の確保でございますが、この辺につきましては、町単独でスクールカウンセラーを2名配置しております。また、今年度からは県の補助によりまして2名増員していただいております。その4名で今対応しているところでございます。

あと、それでもいろいろインターネットの怖さとかを教えているとか、年に数回授業の中とかPTAさんの講習会でもされているというところでございます。

協議会につきましては、協議会自体は町としては努力義務なんですけれども、今、協議会という体はなしていないんですけれども、関係機関と連携して、事があったときは対応できる体制にしております。

次もインターネットなんで同じことなんですけれども、年に数回そういう教育をさせていただいております。

基本方針の策定なんですけれども、奈良県を飛び越えて策定しようと思っております。な

るべく今年度中ぐらいをめどに策定したいと考えております。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 特別養護老人ホームの継続ということで、どんな理由ということですが、認知症がおありの方とか、家族がおられなく地域で生活できない方等が要介護1、2でも特別養護老人ホームへの入所は、特別養護老人ホームのほうでいろいろ検討されて、市町村にも意見を求められて、入所することは可能となっております。そして、議員も言っていたとおり、今まで制度改正前で要介護1、2で入っておられた方は継続して入所することは可能となっております。

そして、保険料の軽減ということですが、今回、保険料の改正をさせていただいておりますが、月平均4,900円が基準額となっております。そして、今まででしたら低所得者の方の段階はその0.5で月は2,400円というところですが、その軽減ということで200円軽減させていただいて、月2,200円という金額で保険料の設定をさせていただいているところでございます。

それと、通帳のコピー等の抵抗があるということで、窓口で対応させていただいたら、そこまでせなあかんのかというような意見をいただいているところですが、やっぱり介護保険の制度を継続していくためにも、こういう制度改正がありましたということで説明させていただくと、仕方ないなというような意見をいただいているところでございます。

相談体制ということは、いろいろ包括支援センター等でさせていただいておりますが、議員がおっしゃっているように出てきていないものがあるんじゃないかとかということもあるかもわかりませんが、今、私の福祉政策課、地域包括支援センターでは大きい異議は聞いていないところでございます。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） いじめ問題について、さっきちょっと聞き忘れたんですけども、学校では基本方針が全て策定されているというご回答をいただきましたけれども、押しなべて一緒の基本方針の中身になっているのか、それぞれの学校で違うのかということがまず1つと、それから、基本方針の柱について今わかるんだったら教えてください。

それと、道德教育が必須化になるという将来を見据えての回答だったんですけども、例えばふだんのいじめ問題についての子供たちに対する啓発事業というのは、インターネット

も含めてですけれども、どんなふうになっているのか教えていただけますか。

それと、特にインターネットになるんですけれども、子供にも授業を行っているというふうに、保護者に対する啓発も行っているというふうに回答があったんですけれども、フィードバックはあるのかないのか。理解度というのかな、そこまでしないと、前にも、ちょっと忘れちゃったけれども、とにかくそこまでしないと、大きな事件になる可能性が、この場で言っているのかどうか分かりませんが、物すごく私的な写真をインターネット上にパソコンというかスマホで送って、それがばらまかれるという事件がちょこちょこ起きていて、それが恫喝の対象になっていくというふうなことも、お金を取られたということもありますので、その辺のチェックも含めて、子供たちにその教育がどこまで行き届いているのかというのが大変重要になってくるので、その辺のフィードバックの体制がどのようなになっているのか教えてほしい。

それから、課長、とっても立派なことをおっしゃってくださったんですけれども、基本方針を県を飛び越えて河合町が独自で策定されるということで、私は大変評価に値するなというふうに思うんですけれども、ただ、いずれもつくる前からこんなこと言ったら失礼なんですけれども、中身の無いものはつくらんほうがましやと。実際に機能し得るものでなければならぬということで、その基本方針をつくる際の体制ですね。どんなふうに今考えておられるのか教えてほしいと思います。

それから、介護保険の問題なんですけれども、おおむね混乱はないという。今回の改正にかかわって、ないということで、安心されているのかどうか分からないんですけれども、さすがに私は通帳のコピーまで要するのかというので、すごい個人のプライバシーに踏み込んだお仕事を役場の窓口ではされているということと、ほんで、いずれマイナンバーが預貯金とつながるということで、何かちょっと寒さを覚えるんですけれども、それも含めて所得として換算されて、例えばサービス利用料に反映されたり、それから保険料に反映されたりするんですか。その点についてだけ教えてください。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） 学校におけます基本方針でございますけれども、大体同じような形になっております。若干、差異はありますけれども、基本的な部分は同じで、まず基本的な考え方、それからいじめに対する定義、いじめはこんなもんやという定義、いじめに対する取り組み、どうしていこうとかということと、いじめを確実に解決するために、重大な事

態が発生したときはどうするか、あとは、いじめの防止の組織の体制ですね。先ほど言いました学校の中に委員会を設けておりますので、そういう体制も明記されております。あと、年間の取り組みの計画が主なところですよ。大体、ほとんどの学校が同じような感じで策定されております。

それから、インターネットの教育といいますか、講習なんですけれども、学校でやられておりますので、直接行って見ているわけじゃないんですけれども、確実に毎年定期的にされております。ほんで、今度も、今パソコンやスマホを使うのが大学生が一番たけているということで、大学生が小中学校にインターネットの危険性や安全性を伝えにくる講習会というのも今月16日に、一中だけなんですけれども、予定されております。そのほかにも、先ほど言いましたようにPTAのほうで家庭教育講演会という形で、PTAさんの全体にネットワークによるトラブルの怖さとかを講演されるというところでございます。

それと、町の基本方針でございますが、国の基本方針がございまして。それを参酌した形ということで考えておりますが、そこに町独自の対策を盛り込んでいけたらと思っております。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 議員からの質問で個人のプライバシー等々のことですが、今回の介護保険の制度改正といいますのは、この介護保険制度の継続というのを大きく考えたものと、そして保険料や費用負担の公平性というのを考えて制度改正が行われております。そういう中で、収入の高い人から負担をお願いしたいというところで、それに合った保険料の額とかということで決定はされるというふうになっております。そして、私も危惧するところでございます、通帳のコピーとかいただくのは、個人のプライバシーとかというのは、大変危惧しているところでございますけれども、一応そういうのを出していただかないと確定できないと、そして今まででも、同じお家でも世帯分離されているとかということもありましたので、そういうところは慎重に対応はしたいというふうに考えておるところでございます。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） いじめの基本方針にかかわって、国の基本方針をモデルに作成していきたいというお答えがあったんですけれども、何というのか、国の分をモデルにするのもも

ちろん一つですし、ほんで河合町が持っている独自性なんかもその中に入れていかなければ、いじめ対策につながっていかないというふうに思いますので、教育委員会の職員さんだけでつくるというふうなんではなくて、できるだけ客観的に見ていただく、意見を述べていただく人たちの意見も交えながら、せっかくですから策定されるべきだと思うので、その点にだけお答えを願いたいと思います。

それから、介護保険にかかわって通帳のコピーにかかわらずですけれども、これからそういうふうな流れに、持っているものは出さないみたいな、課長いわく公平性ということでは言われたんですけども、その辺の管理というのかな、ちょっと話が変わってしまっていますけれども、その辺もきちんとお願いをしたいというふうに思うんです。それは別に介護保険料だけですよ。国民健康保険料に反映されるとか、それはないんですよ。

○教育部長（井筒 匠） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 井筒教育部長。

○教育部長（井筒 匠） まず、いじめの対応ということで幾つかご質問いただいているんですけども、当然私はそういう制度はあるべきだと思いますし、議員おっしゃるように第三者を含めたということは考えるべきだと思います。ただ、私も初期対応といわゆる重篤なというふうな部分は異なってくるのかなと。今、私どもが心がけているのは、学校とできるだけ距離を縮めるということで、何かあったら報告してほしいと。

実際、平々凡々と来たわけではないんで、私もいじめられている子供のお母さんとやりとりをしたことがあります。非常に強く訴えられますし、時間もかかります。やっぱりできるだけ早く対応する。ないのが理想なんですけれども、当然あるものという言い方したら語弊があるんですけども、そういう状況の中で、議員おっしゃったように感性であったり、やっぱり現場の職員がどれだけ認識できるか、それを我々がどういう形で受け入れられるか。それでも重篤なことがあった場合は、いわゆる第三者委員会みたいなもの、当然これからも、そこはちょっとしんどいんですけども、どういう方に入っていただくかという考え方をすべきじゃないかなというふうに私は思っています。

もう一つ、先ほど議員がおっしゃいました以前にもありましたリベンジポルノの話を含めたスマホの対応ですけれども、基本的には私どもでいいますと、中学校までしか教育委員会の縛りはないんで、当然保護者の方の監督のもとに、いわゆるスマホを持たしてもらうわけです。そんな中で、保護者の方から一定のそういう子供に対するルールづくりというのは、これはやかましく申し上げています。教職員に対しても、今、非常に利便性も高いですし、

逆に非常にリスクも大きいということは認識しないといけません。それを子供にどういう形で教えるか。これは当然親御さんの協力は絶対要ります。

以前にもお話ししたんですけれども、アメリカで13歳の男の子とお母さん、グレゴリーへの手紙というんですかね、いわゆる子供に手紙を渡して、こういうことがあるんで、こういうことは守りなさいよ、守るんだったら持たしてあげる、こういうスタンスはまず必要だと思います。それで、おっしゃるようないろんなことが起きています。さっきおっしゃったようなこともありますし、いじめだけじゃなくて。当然便利なんで使うなどは言いません。学校へは持ってくるなどはなっています。でも家へ帰ってやっている子もいるでしょうし、いろんな形の問題は起きているのは把握しています。ただ、一つずつ、プライバシーもありますので、どれだけ把握しているんやと言われたら、それはちょっと答えにくい部分もあるんですが、そういうことを踏まえながら、さっきも課長が言いましたように、保護者に対してであったり子供に対しては、さっきのグレゴリーへの手紙というものを教材にしながら指導していくという、そういう形のを積み重ねていくしかないのかなと。

いわゆるみんなにそういうことでいうと、リスクは認識をしてもらおう。ちょっとしたことで自分の一生が台なしになるよ。例えばさっきおっしゃったように女の子の写真がもう出回ってしまったら、非常に女の子にとってはもう将来にかかわってくる部分も、そういうことも含めて学校も指導しているというふうに思います。

○福祉部次長（門口光男） 議長。

○議長（疋田俊文） 門口次長。

○福祉部次長（門口光男） 国民健康保険税、これにつきましては反映されません。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 今、教育部長からお答えいただいたんですけれども、できる限りためになるというか、一人一人の身になる基本方針の策定をお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、池原真智子議員の質問を終結いたします。

◇ 森 尾 和 正

○議長（疋田俊文） 6番目に、森尾和正議員、登壇の上、質問願います。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

（7番 森尾和正 登壇）

○7番（森尾和正） 議席番号7番、森尾和正が通告書に基づいて質問いたします。

7つの質問をいたします。

1番、非常用電源の設置について。

地震などの大災害は、あした起こるかもしれません。大災害が発生したときに災害本部となるのは、この本庁です。火災などが発生して設置している防災設備が途絶えた場合、防災無線、スプリンクラー、屋内消火栓、排煙機などが使えなくなります。非常用電源は絶対に必要です。

総務省は、都道府県を含めた全自治体を対象にした非常用電源の設置状況や、浸水対策の調査結果を発表しました。全市区町村1,741のうち265市町村、約15%が未設置です。安心・安全を目指す河合町は、設置済みですか、どうですか。

2番、街の再生、施設の統合について。

ある町立の幼保連携型の認定こども園を見てきました。そのコンセプトは、幼児教育の重要性の観点に立つと同時に、地域や町立の小中学校との連携を重視し、常に子供を中心にした園づくりを進めることです。設立に対しては地域と協議をして、3年の時間をかけたそうです。しかし、それにはさっき谷本議員がおっしゃったように、建設費用は10億円かかっています。

総務省は、平成27年度から老朽化した公共施設の統廃合を行う自治体に対して、施設の統廃合のために行った地方債の元利償還の一部を地方交付税措置する件が報じられました。2015年度から老朽化した公民館や保育所などの公共施設の統合や廃止に取り組む地方自治体への支援を強化する、統廃合の費用調達のために自治体が発行した地方債、借金の元利償還の一部について、国が地方交付税を配り補填する。このため、同省は人口減を見据え、本当に必要な施設を判断したスリム化を進める自治体を財政面で後押しします。保育所と高齢者の施設を統合し、両者の機能を持つ複合施設をつくったり、古くなった学校を改修して、高齢者の施設として活用したりするケースも対象とする方向です。

国の支援があるといっても、地方債を発行するのは自治体、元利償還の一部を交付税措置されるとしても地方税には変わりありません。交付税措置されるからといっても、積極的な

施設の統廃合を進めて、新たな施設整備を進めることに対しては、本当に必要なのかという検証が求められます。今、河合町が進めている認定こども園は、小中学校との統廃合や連携も視野に入れて検証する必要があると思いますが、町のお考えをお聞かせください。

3 番目、地方版総合戦略について。

国が進めている人口減少対策、5 年計画、地方版総合戦略の策定作業の締め切りは、来年 3 月です。全国では、43%に当たる766の自治体が策定を終えました。県内では、大半がまだ作業中で、県と12市町村が12月末まで、20の市町村は来年 3 月までの予定です。河合町の状況と予定を教えてください。

4 番目、地域学校協働本部（仮称）について。

地域の子供は地域で育てなければなりません。京都の地方では、明治の初めから地域で子供を育てる住民自治組織、番組とか町組とかいろいろな呼び方がありますが、現在も活動しています。

文部科学省は来年度から、公立小中学校に地域住民や保護者らが支援活動に当たる地域学校協働本部を設置する方針を決めました。地域住民の学校支援の取り組みとしては、主に授業や行事の補助に当たる学校支援地域本部が、今年度約4,200カ所に設置され、全公立小中学校の約3割が活動しています。だが、放課後の学習支援や居場所づくりなどは別の団体が行い、連携がとれていません。このため、学校支援地域本部を衣がえする形で地域学校協働本部を設け、さまざまな支援活動を統括することで地域の人材の力を効果的に活用できる体制づくりを目指す方向です。

河合町の地域とのかかわりの状況と、この取り組みに対してはどのように考えておられますか。

5 番目、町立小中学校のいじめ対策。

全国でいじめを苦にした自殺が多発しています。先日、名古屋ではいじめを苦にした自殺事件がありました。学校としての対策として、生徒からのアンケートを実施していました。しかし、いじめの内容は余り書かれていませんでした。事件の後に無記名のアンケートを行うと、いじめの実態が多く書かれていました。これは、アンケートに問題があったのかと思われます。

町としては、小中学校のいじめの調査はどのような方法をとられておられますか。また、どのようないじめの対策をされていますか。

6 番、交通安全対策について。

我がまちには、住民が安心・安全に暮らせるように安心安全推進課ができました。課の役目は、防犯・防災に加え、交通災害に対しても万全を尽くす使命があります。この3つを充実してこそ課を設立した値打ちがあります。この3つに万全を尽くして、日本一安心・安全なまちを目指してください。

約1カ月ほど前に、まほろばホールの近くでも高齢者の死亡事故がありました。これは、上牧ですけれども。町内では、大城橋北詰交差点でも自動車同士の大きな事故が発生しました。河合町文化祭の日でした。朝、自転車で行くときに、その大事故を見ました。この県道では、他にも多くの事故が発生しています。町としては、この事故に対してどのように考え、どのような対策を考えておられますか。

それと、7番、町営住宅について。

町営住宅で家賃の滞納、また貸し、不法な使用などがあります。そのような不法な使用などの調査及び対策はどのようにされていますか。

あと質問があれば、自席にて質問させていただきます。

○総務部次長（木村光弘） 議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） 私のほうから1点目の庁舎の非常用電源の設置についてのご質問にお答えさせていただきます。

災害対策本部であります本庁舎の非常用電源設備の状況につきましては、防災行政無線及びそれに連動する全国瞬時警報システム、いわゆるJ-ALERT、奈良県情報ネットワークシステム、震度情報ネットワークシステムなどの情報通信システムに関する非常用電源は確保できておりますが、それ以外については、非常用電源設備はいまのところ備わっておりません。

庁舎が被災された状況にあっても、災害対策本部である庁舎としての機能を維持するためには、非常用電源設備は不可欠だと認識しております。そのため現在、庁舎の耐震の診断調査を行っているところでありまして、年度内にはその結果も出る予定でございます。その診断結果を踏まえまして、本庁舎の今後の方向性を検討する必要があるとも考えておりますので、そこで非常用電源設備も含めまして検討してまいりたいと思います。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤認定こども園準備室長。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） 私のほうからは、2つ目の街再生、施設の統廃合につ

いて答弁させていただきます。

総務省の制度として過去に建設された公共施設が老朽化により、これから大量に更新時期を迎え、また、人口減少などにより、今後の公共施設の利用需要が変化することを考慮して、市町村が長期的な視点を持って、統廃合などを計画的に行うことにより、国からの財政支援が強化される制度が創設されたことは、認識しております。

河合町では、これまでに子ども・子育て会議などにおいて、幼保連携型認定こども園への移行を多くの方が希望されています。しかし、既存施設の利用に当たり、小中学校と就学前の幼児教育保育施設となる認定こども園では、施設規模、施設配置や設備、その他さまざまな要素に関して異なる点があります。したがって、安全性の確保や人口推計に基づく将来のあり方などに重点を置き、今後の河合町子育て支援施策を検討した結果、町立幼稚園と町立保育所が合併した幼保連携型認定こども園を新たな場所において提供することが望ましいとの結論に至りました。

国の財政支援制度は、幾つかの条件を満たせば、河合町が今計画している幼保連携型認定こども園も対象となり、普通交付税措置がかなり有利になるようですので、このことも視野に入れながら検討・協議していきます。

以上です。

○企画部長（澤井昭仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 澤井企画部長。

○企画部長（澤井昭仁） 地方版総合戦略についてですけれども、河合町では地方版総合戦略を「街再生総合戦略」と呼ぶことにしています。11月に街再生総合戦略の素案を作成しまして、12月3日の街再生協議会に提出し、意見をお聞きしたところでございます。議員の皆様にも素案をお示しさせていただく予定をしております。

そして、河合町では28年3月完成を予定しているところでございます。

以上です。

○生涯学習課長（上村欣也） 議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○生涯学習課長（上村欣也） 私のほうからは、4番目の地域学校協働本部（仮称）の設置についてご説明申し上げます。

このことにつきましては、11月に開催された中央教育審議会の総会におきまして、既に文部科学省の諮問を受けて検討されておりましたチームとしての学校のあり方、あるいは地方

創生に向けた学校と地域のあり方などの答申の素案が審議され、その内容の一部が報道されたところでございます。

基本理念であります地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育み、地域とともにある学校を実現するための体制として地域学校協働本部（仮称）の設置が提案されております。

これまで、本町でも同様の目的でボランティアの方々による学校の行事支援や環境整備、登下校の見守りなど、第三小学校を初めとして各校で実践していただくようになりました。加えて、第一小学校区の通学合宿や第二中学校の避難体験、バザーなど地域とともにある学校ということが前提に実施されておる取り組みが数多くあります。

地域学校協働本部の設置に向けましては、一定の調整を経て、答申が出され、その後国において財政的な支援を含めた条件整備が講じられ、文書等で示されるという手順になり、当然私どもも注視しているところであります。

これまで支援していただいております地域の方々はもとより、できるだけ多くの方々との連携を深めるために、教育委員会は重要な役割を担っているということ認識しております。今後も引き続き、安心して安全な学校づくりを地域の皆様とともに進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育総務課長（杉本正範） 議長。

○議長（疋田俊文） 杉本教育課長。

○教育総務課長（杉本正範） 私のほうからは、町立小学校のいじめ対策ということでお答えさせていただきます。

本町におきましても、小中学校でいじめに対するアンケートを定期的実施しております。方法は国のフォーマットに即した形で、県下統一の様式で、無記名で実施しております。時期は4月から6月の間で、各校実施できる時期で実施しております。

いじめの対応につきましては、先ほどの答弁と重なるんですけども、学級担任、他の教職員、スクールカウンセラーが連携し、面談を行うとともに心のケアに当たります。同時に家庭訪問を実施し、保護者に状況を報告し、保護者と連携を図りながら解決に向けての対応を行っていきます。また、いじめた児童生徒への対応につきましても、しっかり状況を聞き、指導をしております。さらに、保護者へ報告し、いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪指導も行っております。教育委員会の対応としましても、学校、その他関係機関と連

携を図りながら必要に応じて教育委員会または総合教育会議を開催し、調査・対応に努めております。重大な事態に陥らないよう早期発見・早期対応を心がけているところでございます。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 森嶋安心安全課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 私のほうからは、6点目、交通安全対策についてお答えいたします。

死亡事故についてでございますが、10月27日午後2時21分ごろ、上牧町桜ヶ丘で発生し、信号交差点を横断歩行中の84歳女性が右折してきたトラックにはねられたという痛ましい事故でございました。大城橋北詰交差点付近の事故につきましては、10月31日午前8時50分ごろ、県道天理・王寺線にて王寺方面に向かう車と、逆に王寺方面から右折して病院に入ろうとした対向車が衝突し、運転者が軽傷を負ったという事案でございました。両事案とも運転者が交差点内での安全確認、右折時の車間距離確保など、基本的な交通ルールを遵守すれば避けられたものと考えられております。

本町では、これらの交通ルールの徹底を視野に入れた先駆的な取り組みといたしまして、9月に自転車安全利用推進のまち宣言を行い、交通事故防止に積極的に取り組んでおります。今後とも警察と連携し、交通事故情勢も踏まえて、毎月22日前後に町内各地区で開催いたします自転車安全利用講習の中で、自転車のみならず歩行者の立場に立った講習を展開して、交通事故防止に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○住民生活課長（上村英伸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○住民生活課長（上村英伸） 私のほうからは、7番目の町営住宅についての答弁をさせていただきます。

町営住宅は昭和46年度建設から139戸、改良住宅は昭和56年度建設から96戸の合計235戸ございます。家賃滞納について、平成26年度末で161件ございます。公営住宅は住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸することにより、生活安定と福祉の増進に寄与することを目的とした住宅でございます。生活が苦しい中で、きちんと家賃を納付している方が大部分でございます。負担の公平性から考えますと、滞納は許されないものであり、河合町営住宅家賃滞納整理等事務処理要領に基づき、段階的に処置を講じてまいりたいと考えて

おります。

また貸し、不正使用についてでございます。公営住宅法第27条の2項、河合町営住宅管理条例第25条の規定で、また貸し等については禁止されております。したがって、町営住宅をまた貸し等により不正に使用することは、適正な住宅管理を行う上で見過ごすことのできない問題でございます。現在、不明な点もございますので、今後適正な住宅管理を行うため、早急に実態についての調査を実施したいと考えております。

以上です。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 1番の非常用電源ですけれども、防災行政無線は使えるとのことでしたけれども、家庭にある防災無線は使えますか。

2番目、認定こども園。河合幼稚園と西穴闇の保育所、それをひっつけたら認定こども園。どちらも老朽化していますから、1つにして国の補助支援を受けてするというものはいいことだと思いますけれども、老朽化だけのためではなく、子供のためというのが一番というのが前提だと思いますけれども。何ぼ老朽化といってもやっぱり10億円ほどかかりますので、子供のためというのであれば、将来は子供は河合町の宝ですので、それはやっぱり種まきとして必要だと思いますが、それについてどう思われますか。

3番、地方版総合戦略は5カ年計画の人口減を防ぐ戦略ですので、期限内までにつくるとおっしゃっていましたので、ぜひともお願いいたします。

4番、地域支援は第三小学校で活発に取り組まれていると。二中では避難とか一小もちょっとやってはりますけれども、第三小学校以外での取り組みは全然ですか。ちょっともう一遍教えてください。

5番目、いじめの状況は、先ほどの議員さんのお答えと、今もちゃんとお伺いしましたけれども、やっぱりわかりにくいいじめはありますので、家庭調査はされているとおっしゃいましたけれども、学校だけではなかなか把握できないし、アンケートでもわかりにくいと思いますので、家庭調査が回数とかどのようにして行われていますか。

6番、交通事故のことですけれども、県道は車のスピードが物すごく出ています。事故が起きると大きな事故になります。今、おっしゃったように運転手のマナーが悪くてなったとおっしゃっていますけれども、やっぱり起こる場所は大体決まっています。そやから、やっぱり対策、それと住民に対しての啓発活動とかはやっぱり必要です。それはどんな形でされ

ていますか。

それと7番、町営住宅なんかの不法な使用。何年か前も質問しましたがけれども、町営住宅を倉庫がわりに使っているというのを直接僕は聞きましたけれども。こういうのは調査しにくいですが、今までそういうふうには、それと違って不法に使っている人がいる場合は、どういうふうな調査をされていますか、お答えください。

○議長（疋田俊文） 安心安全課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 1点目の家庭の防災無線という点ですが、恐らく個別受信機のことだと思いますが、停電時は電池で動作するようになっております。予備の電池のストックをしっかりと啓発していきたいと考えております。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤認定こども園準備室長。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） 河合町の次世代を担う子供たちに子供主体、子供目線で保育所と幼稚園のそれぞれのいいところを生かしながら、両方の役割を果たすため幼保一元化を図り、河合町の子供たちが乳幼児期の重要な時期に幼児教育・保育を平等に学ぶことを目的として、今後も検討を進めながら提供していきたいと考えております。

○生涯学習課長（上村欣也） 議長。

○議長（疋田俊文） 上村生涯学習課長。

○生涯学習課長（上村欣也） 私、さっきの答弁で三小を前面に出しましたが、二小のほうでも学校支援や農園、環境整備づくりですね、そういうこととか学習補助とか、そういうこともやっております。当然、二中のほうでも花いっぱい運動ということで、校舎に花壇をつくったりとか、そういう活動もしていただいております。

以上です。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本教育課長。

○教育総務課長（杉本正範） 地域でのいじめということで、非常にわかりにくいと、放課後起こったことはわかりにくいと思います。ふだんから子供の態度や様子を常に観察するよう心がけ、ちょっとした兆候でも見逃さないようにと、先生方が日ごろ心がけていただいております。もし、ちょっと変なところがあれば、子供に直接事情を聞く、また家庭訪問をして保護者の方に事情を聞くということを行っております。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 安心安全課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 県道天理・王寺線の事故の件でございますが、同一カ所で同じ原因による場合などは、道路構造上に何らかの瑕疵、問題がないか検討しまして、必要であればハード面の整備をしていくと。ただ、今回の場所につきましては、今申し上げましたように県道でございますので、高田土木に申し入れるなどして対応していきたいと考えております。

○住民生活課長（上村英伸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村住民生活課長。

○住民生活課長（上村英伸） 訪問による調査を実施してまいりたいと思っております。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 財政は厳しい状況ですけれども、1番目の非常用電源の設置というのは大体おおよそどのぐらいの費用がかかりますか。

それと、2番目の街再生、施設の統合に対する認定こども園の設立。地域行事、保護者、地域、いろんな各地域行事はこれから十分していく予定はされておられますか。

それと、4番、地域支援。今でもやってきてもらっている状況を説明していただきましたが、やはりリタイヤした人なんかは、子供や孫のためにもっと応援しようという人も多いと思いますので、もっとそういうように声かけはやってほしいと思いますが、どう思われますか。

それと、今の県道の事故のところですけども、ちょっと東に行ったところですけども、県道は全部事故が多いです。河合町、万代ありますね。僕は河合交番の地区安全委員の委員に選ばれて、今年の春に行きましたけれども、4月に赴任してきた警察官がびっくりしまして、「森尾さん、万代付近、ここ何でこんな事故多いの。来るなりびっくりしました」というふうにおっしゃいました。警察官がびっくりするほどですので、今の事故の状況など、多発している状況をちょっと教えてください。お願いします。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） 非常用電源設備はどのぐらいかかるかというご質問でございますが、一応発電容量によりましてかなり値段は変わってくると思いますが、機械の設置、いろんな工事環境を含めまして、大体約、私どもの対策本部の維持管理をするだけの電源を確保すると思いましたら、4,000万ぐらいかかるというぐあいに調べております。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 認定こども園の地域行事ということでございますけれども、今現在も幼稚園、保育所、おのおの地域行事をしております。例えば幼稚園でありましたら、民生委員さんとの交流というのもしておられます。また、西穴闇保育所では地元の老人会の方の交流というのもしておられます。そういう面を踏まえまして、認定こども園の開園までにはその辺のカリキュラム、運営方針というのは検討してまいりたいというふうに思っております。

○教育部長（井筒 匠） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 井筒部長。

○教育部長（井筒 匠） 地域学校協働本部の件ですけれども、課長の最初の答弁と森尾さんの認識が少し違う部分があるんですけれども、まず、課長が申しあげましたように11月にいわゆる答申の素案という形のもので示されました。あわせて仮称という言葉もついています。ということは、不確定要素もまだあるんです。私どもでもそれは入手していますし、当然予算要求もされていますので、まだ案の段階ですので、最終的にどういうものが我々のところに来るのかというのは、まだ確定していない部分があるので、来年度からという部分はどうかかなというふうに思います。

それと、現状を申しあげましたら、それぞれが地域で子供を育むんだ、あるいは地域のためにある学校なんだ、地域とともにやるんだという機運はかなり高まってきています。そういった部分でいいますと、最初はそういう本部というような形のものの運営はされています。それ以外も二中でやっていただいているような避難所体験であるとか、あるいはこの13日にやるバザーというのはかなり人がお見えになりますし、地域の方も参画していただいています。あわせて、一小なんかはさっき言わせてもらったと思うんですけれども、通学合宿でもここ数年ボランティアの方が中心になって、それこそもう本当に一生懸命頑張っていただいていると。そういうことでいうと、担っていただくのはボランティアの方なので、我々がどういう形のを担っていったらええのか、最終的に答申も含めてどういう形の予算がおりてくるのかなと、そういうことを見きわめた上で、私どもも対応は決めたいと。少なくとも地域で学校とともにという部分は認識を持っていただいていると。

協働本部というのは今まで支援本部という言い方をしていたんですけれども、協働とは働くという意味で、学校と地域が同じ目標に向かって行こうよということなんです。口で言う

のは簡単なんですけれども、これを担っていただくのはボランティアの方なんで、当然我々も汗かかないけませんけれども、そういうことも含めてできるだけ多くの方に参画をしていただく、それを継続的にやっていくというシステムになろうと思うんです。だから、いろんなことが、課題もありますから、そういうことの克服も含めて、そういう部分で見ていただいたら。5年がどうやとかこうやとかということではない。当然、早急にということだと思わんですが、そういうご認識をまずいただきたいなというふうに思います。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋安心安全課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 天理・王寺線の事故が多いという点でございますが、万代付近、やはり店舗利用者が多いということもありまして、事故が多かったと。その辺に對しましては、右折信号の設置ですとか、路面標示のやりかえですとか、そういった改修はなされておると認識しております。今後も事故が続くようであれば、また警察もしくは高田土木と協議をしながら、改善に努めてまいりたいと考えております。

また、当該県道は、東西方向の動脈として通行量が非常に多くて、かつスピードも出やすい道路であるという認識は持っております。出会い頭の衝突等、車両同士の事故が多いという結果が出ております。こういったことから運転者の交通ルール遵守、もしくはモラルの向上、そういったことが非常に大切になってくるのではなかろうかと考えておりますので、引き続きそれを訴えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 今の町立住宅ですか、不法使用、これは現実に行っている人から耳で来まして、二、三年前に質問したら、そんなことはありませんとおっしゃいました。今回は耳掃除してきっちり聞きました。ところが、答弁は調査します。それで、いいお答えをいただいたなと思っています。調査をお願いします。

それと、近隣の市町村では、家賃を、2カ月とか何カ月とかありますけれども、滞納すると、裁判をするというところもありますが、河合町はそれについてどう思われますか。

○住民生活課長（上村英伸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 住民生活課長。

○住民生活課長（上村英伸） 議員のご質問の2カ月滞納すると裁判にということですが、強

制的な明け渡し等大変難しい面もございます。河合町営住宅家賃滞納整理等事務処理要領に基づきまして、段階的に処置を講じてまいりたいと思います。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） それは2カ月滞納したら裁判というのは、きついかもしれません。本当に困っている人を助けるのは僕も賛成です。その人が相談に乗って、やっぱり払えるようにこっちも助けたらいいと思います。しかし、困ってもいないのに滞納という場合も多いと思いますので、そんな場合はやっぱり何カ月したら裁判するというよその市町村みたいな対応が必要だと思いますけれども、誰が誰でも何でも裁判で片をつけるというのは、それはあきません。やっぱり困っている人は事情を聞いて、その人が払えるように、さっき言いましたようにちゃんと相談に応じて助けてあげると。そやけど、できる人が払えへんというのは、やっぱり裁判も必要と思いますが、もう一回お答えください。

○議長（疋田俊文） 堀内部長。

○住民生活部長（堀内伸浩） 家賃滞納の対策についてということで、家賃滞納の対策としまして、先ほども申し上げましたように河合町営住宅家賃滞納整理等事務処理要領に基づいて、段階的に措置を講じていくということについては変わりありません。

今、おっしゃったような形でまず債権滞納額の整理、分類を行い、滞納者宅への訪問、文書催告等粘り強く対応してまいりたいと考えております。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 河合町は河合町の方針なので、それでちゃんとやってほしい、不公平のないようにしてほしいと思います。

最後、2点だけお頼みして、もうそれで質問を終わります。

非常用電源は、この町民全部が恩恵を受けます。東南海大地震がもうここいつ起こるかわからないという状態ですので、災害本部となる本庁舎が一番大事です。4,000万ぐらいの費用が要るとおっしゃいましたけれども、これは住民全部が恩恵を受けますので、安心・安全のために何ぼお金かかろうが絶対必要と思います。

もう一つお金かかる認定こども園。これは、やっぱり幼児教育、それと子育て支援、それと子供がお母さんの働きぐあいによってあっち行ったりこっち行ったり、保育所行ったり幼稚園行ったりせんでもいい、子供が安心して学べる、そういう面からも10億かかろうが20億

かかろうが、これは認定こども園はいいなと僕は思います。これから何年間かけて協議をするんですけども、そやけどやっぱりお金10億とかごっつい金がかかかりますので、僕はこれは賛成ですけども、その協議をどういうふうにこれからしていきはるかが課題で、そこでもう一遍判断しますけども、今のところは認定こども園は、若い人の応援ですから、まちの将来の発展のためです。子供のためです。これは10億、20億かかっても、僕は賛成です。

非常用電源と認定こども園はまちの将来、今現実の安心・安全に対しても、お金の問題じゃなくて必要と思います。

最後に、安心・安全なまちづくりのために、それと子供の将来のため、町の発展のためによろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、森尾和正議員の質問を終結いたします。

10分間、暫時休憩します。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時06分

○議長（疋田俊文） 再開します。

◇ 大 西 孝 幸

○議長（疋田俊文） 7番目に、大西孝幸議員、登壇の上、質問願います。

○2番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 大西議員。

（2番 大西孝幸 登壇）

○2番（大西孝幸） 議席番号2番、大西孝幸が通告書に基づき質問いたします。

先ほど、森尾議員さんからの質問と一部重複するところがありますが、改めて質問させていただきます。

地方版総合戦略について。

政府は、人口の東京一極集中と人口減少対策として、地方創生策を大きく打ち出し、昨年12月に5年間の政策の基本的方向や具体的な政策をまとめたまち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆる国の総合戦略をまとめました。都道府県と市町村はこれを踏まえ、27年度中に地方版5年間の総合戦略を作成することになり、現在、全国の市町村が取り組んでいるところです。

私は、町の将来を考えると、この総合戦略は大変重要なものだと考えております。加えて人口の流入を考えると、これまでの計画のような他の市町村でも取り組んでいるような政策では意味をなさないと考えています。

そこで、質問いたします。河合町では、どのような視点で総合戦略を策定されようとしているのか、その基本的な考えをお聞きます。

質問は自席にて行います。

○企画部長（澤井昭仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 澤井企画部長。

○企画部長（澤井昭仁） 河合町の人口動態、特に社会動態は若い世代の転出が顕著であり、シニア層ではほぼ横ばいになるというのが本町の特徴です。

そこで本町の総合戦略では、転出した人のUターンを中心とする転入促進と定住促進、子育て層、シニア層、女性目線を意識する方向性を定め、河合町でしかできない、河合町だけからできるを念頭に町の特徴を生かした政策を検討いたしました。

以上です。

○2番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 大西議員。

○2番（大西孝幸） この総合戦略は、人口減少対策という新しい取り組みだと考えております。ですから、戦略政策に100%の答えはないかなと思うんですけども、戦略を立てて実行することは、当然大切だと考えております。同時に効果などの検証を行い、政策の追加や修正あるいは削除するような大胆な計画といたしますか、その辺必要だと思うんですが、その点についてどうお考えでしょうか。

○企画部長（澤井昭仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 澤井部長。

○企画部長（澤井昭仁） 議員おっしゃるとおり、いわゆるPDCAサイクルにより効果を検証していくということは大切だと言うと同時に、この総合戦略、地方創生の特徴でもありま

す。

本町の街再生総合戦略におきましても、これについては重要視し、検証体制を整え、今おっしゃった政策の追加、修正、あるいは削除について、検討検証していきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（足田俊文） 大西議員。

○2番（大西孝幸） この総合戦略について、国はいわゆるアウトカム、成果を重要視しています。それを求められておるんですが、この辺を考えまして、繰り返しになりますが、これまでの基本構想のようにどこの市町村も同じような内容では、成果がないと期待もできませんので、他の市町村と違う河合町オリジナルの総合戦略が作成されることを期待して私の質問を終わります。

以上です。

○議長（足田俊文） これにて、大西孝幸議員の質問を終結いたします。

◇ 清 原 和 人

○議長（足田俊文） 8番目に、清原和人議員、登壇の上、質問願います。

○3番（清原和人） はい、議長。

○議長（足田俊文） 清原議員。

（3番 清原和人 登壇）

○3番（清原和人） 議席番号3番、清原和人です。通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

河合町には多くの課題が山積しています。6月、9月の一般質問でも、人口減を食い止めるには教育環境の充実と魅力あるまちづくりが大きなポイントの一つを占めると述べさせていただきました。町民にとって毎日が楽しい、わくわく感がほとばしる、そういう河合町になることを強く願っています。そのためには、どんな形でもいいので目に見える具体的な行動が今問われていると強く実感しています。そういう思いを持ちながら本日質問をいたします。また、課題はプラスに転換できます。来年度予算や行政方針の参考に加えていただけたらと願っています。

質問の1つ目は、河合第一中学校の生徒減についてです。

2学期、学校行事の運動会や、一中フェスティバルをゆっくり見学させていただきました。全校生徒142名で頑張っている姿にはとても感動いたしました。しかし、3年生47名が卒業し、新1年生の入学予定は多くて34名です。来年度全校生徒で130名弱になる予定です。しかも1年生は1クラスです。その結果、クラブ活動も今まで同様に限定されたままになります。

一例ですが、毎年河合第一小学校で県の小学校陸上大会で優勝したり入賞したりする児童がいます。中学に入学しても陸上部がないために、他のクラブで活躍しなければならないのが現状です。子供たちの将来の夢や才能が伸ばせない学校規模になりつつあります。運動場も狭くて、野球部は総合グラウンドで練習をしています。生徒間の問題としましては、一小、一中で9年間、同じメンバーで過ごします。仲よし集団としては、いい面も多くありますが、高等学校進学や就職した社会では集団になじみにくいという、そういう弱さも聞いています。一中、二中合同のクラブ活動も考えられます。

このような現状について、どのように認識されていますか、また、改善策についての考えがあればお聞かせください。

2つ目は、2018年度小学校英語の教科化についてです。

現在、全国の小学校では、5、6年生が週1時間の英語活動をしています。2018年度より、3、4年生に週1時間の英語活動、5、6年生は教科として初めて導入されます。2020年度、完全実施に向けては、全ての小学校にALTを配置する、系統性を持たせるために、専科教員を置く、チームティーチングの導入の方向性が文部科学省より打ち出されています。

中学校の授業では、オールイングリッシュの授業も提示されています。目の前の大きな課題になっています。

かつて河合町の特徴ある取り組みとして、中学生のマジュロ市との交流学习がありました。その体験を通して英語が好きになり、国内外で活躍している青年も多く育んできました。私の娘も貴重なマジュロ訪問の経験をさせていただき、高校卒業後、アメリカの大学とフィンランドの大学を卒業することができました。現在はフィンランドと日本のかけ橋としてヘルシンキで生活をしております。

今回のグローバルな世界に対応する文部科学省の動きは、河合町がかつて行った実りある教育活動を復活させ、行政がより力を入れることにより、河合町独自の特色ある教育を発揮する絶好の機会だと感じております。

英語教育を町の教育方針にどのように位置づけようとしていますか。また、それに向けての人的保証の方向性についても、今の段階で結構です。お考えをお聞かせください。

3つ目は、観光課設置についてお聞きします。

馬見丘陵公園の表玄関は河合町の池部駅です。多くの観光客が来られています。しかし、素通り状態になっています。今はいろんな課で場当たりの対応になっていますが、不十分だと認識しています。河合町のアピールやイベント等の窓口になる観光課が、早急に設置される必要があると思います。

例えば、一例ですが、観光課の出先機関として池部駅の駅舎を、近鉄との交渉で、河合町の観光課観光窓口にするのも一つの方法だと考えられます。

町の行政方針として、観光をどのように位置づけられていますか、また観光課の設置についてもお答えください。

それにかかわりまして、イメージキャラクターすな丸のテーマソングができ上がりました。12月の広報でも紹介されています。ふるさと河童合唱団が練習に励んでいます。それらを生かすためにも、子供たちが活躍できる町内外のイベント等の計画の立案、情報発信や活動する子供たちのサポートも必要になってくると思います。

学校教育現場では、河合第一小学校のバトン部、三小、一中、二中の吹奏楽部の協力も情報発信の大きな力になると考えています。また、人が集まる駅ターミナル、公共施設等の掲示が必要になると感じています。また、いろんな配布物も活用できると思います。

どのような計画、ビジョンを持って、すな丸を情報発信されるのか、お聞かせください。よろしく願いいたします。

再質問につきましては、自席で行います。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 教育課長。

○教育総務課長（杉本正範） 私のほうからは、1問目と2問目についてお答えさせていただきます。

まず、河合第一中学校生徒減についてでございますが、子供の数が減少し、教育上支障を来しかねないという状況は、全国的な課題になっています。本年1月に国は、学校の適正規模・適正配置等に関する手引を示しています。学校規模の標準を下回る場合の対応の目安として、小学校においては6学級を、中学校においては3学級を下回る場合は、小規模校のデメリットの解消や緩和策を積極的に検討、実施する必要があるとされています。

小規模校のデメリットといたしますのは、議員ご指摘のクラブ活動であり、その他クラスが
えがけないことや、運動会、文化祭の集団活動で教育効果が下がってしまう等が挙げられ
ています。

本町もこの手引の考え方にに基づきまして、また、さらに小中一貫教育も視野に入れながら
学校の再編成を進めてまいりたいと考えております。

2つ目の、小学校の英語の教科化についてでございますが、現行学習指導要領では、小学
校における英語活動は、総合的な学習の時間において、各学校の判断により国際理解に関す
る学習の一環として外国語会話等が実施されています。ますますグローバル化する社会に対
応する子供たちを育成する上で、できるだけ早い段階から英語になれ親しむことが英語教育
を充実させることにおいて重要であると考えております。

国においては、グローバル化に対応した英語教育改革実施計画を策定され、人材育成や指
導要領等の検討が進められております。町としましては、国の動向に注視し、教育環境の充
実に努めてまいりたいと考えております。

人的な方向性でございますが、現在、中学校を中心に外国語指導助手、いわゆるALTを配
置しております。週に1日、小学校、幼稚園、保育所に行っています。3年後に小学校におい
て英語が教科化となりますので、それに向けて、県では英語の専科教員が採用されると聞いて
おります。町でもALTを初めとする外部人材の活用を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） 私のほうから観光課設置についてのご質問にお答えさせていた
きます。

当町観光振興につきましては、町の活性化を進める上で、町の重点施策として捉えており
ます。まずは現状、町の観光振興の企画につきましては、政策調整課が所管としていますが、
各部署が企画する場合もございます。実施に当たりましては、担当部署が主体となり、関連
する部署と連携をとりながら町のイベント等を実施しておるところでございます。

このように職員個々観光振興に対する意識を持って取り組んでいるところございまして、
もし仮に議員ご提案の観光課を設置したとしても、このような取り組みは当然必要であると
考えております。

今後も関係部署が共同し、多くの方々が河合町を訪れるよう積極的に観光振興に取り組ん
でいきたいと思っております。

議員提案の観光課の設置につきましては、提案として承っておりますので、よろしくお願いいたします。

○企画部長（澤井昭仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 澤井部長。

○企画部長（澤井昭仁） 私のほうからは、小さな2番目のイメージキャラクターの件、テーマソングの件についてお答えさせていただきます。

現在、広報等でお知らせしておりますように、すな丸のテーマソング普及プロジェクトということで取り組んでおります。町と商工会が主催、教育委員会が後援、そして、ふるさと河童合唱団に協力をお願いしているところでございます。

そのすな丸ですけれども、町のイメージキャラクターであり町の象徴という位置づけをしております。すな丸を見て、ふるさと河合町を連想するような存在になってほしいというふうに考えております。

今回のプロジェクトの目的は、すな丸を見てふるさと河合町を思うだけでなく、テーマソングを聞いてもふるさと河合町を思っただけというところを目的としております。

また、現在のプロジェクトは第1弾という位置づけをしております。メインイベントとして、テーマソングを来年の砂かけ祭り会場、砂かけ祭りの日、すなわち、すな丸の誕生日イベントとして町民に披露したいというふうに考えております。これに合わせて現在ふるさと河童合唱団の皆さんが猛練習中で、そのご協力には感謝いたしているところでございます。

プロジェクトの第2弾につきましては、現在、商工会と検討をしております。人が目につく場所にすな丸を掲示したらどうやと、あるいは、振りつけをつけて動画サイトに投稿しようなどといった意見が出ております。特に子供たちへの普及に当たっては学校の協力が不可欠で、これについては教育委員会とも調整してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 清原議員。

○3番（清原和人） そうしたらちょっとだけ再質問させていただきます。

先ほど1つ目、一中の生徒減について述べさせていただきました。形としては、目に見える形と私言いましたけれども、クラブ活動でも何とかそういう目に見えた形で子供たちに、こう何か夢を持たせる、そういうことはできないのかなということを思っています。

それから、一中の課題を言いましたけれども、よく統合問題言われますけれども、やっぱり今必要なのは、一中の校で言いましたけれども、各校のそういう課題というか、それを今

整理する時期になってきているのではないかと強く感じています。

よく7年前ですかね、私も参加させてもらいました、統合の委員会とか会議で、一応中学校1つ、小学校2つにしようということは、答えは出ているんですけども、ただなぜそれをしなければならないのかというそういう中身が全然整理されていませんので、例えば一中だったら人数が少ない、クラブ活動もできませんという、そういう話があると思いますので、自分自身としては今整理する必要があると思います。

そういう点について、どういうふうにお考えかということと、それから英語教育かなり変わります。河合町は、今までマジュロのやつはすごいなと、すごい取り組みしていたなということで今再認識しているんですけども、この英語教育をうまく使って、やっぱり河合町の特色ある教育活動というか、河合町ではこれをしていきますという、そういうものを看板としてつくってほしいなと強く願ってまして、ましてや学校教育だけではできませんので、また社会教育の中でも何とかそういうのは取り入れていただいて、河合町の何か看板にしてもらいたいなということを考えています。それについても、もしよかったら後でちょっとお答え願えたらなと思います。

それから、観光課についてちょっと突拍子もない、そういう提案だったかわからないんですけども、町民からしましてもどこへ聞いたらいいいねんとか、また町外からかなり知っている人もいますんですけども、ちょっとどういうようになっているのという質問がありまして、やっぱり河合町のこういういろんな文化財を含めて、馬見丘陵公園もありますし、いろんな地図はあったり、いろんな工夫はされているのはわかっているんですけども、ちょっと窓口がやっぱり要るかなと、そういうふうは今強く思っています。

先ほど、そういう方向性を尊重したいということをお答えいただきましたので、かなり喜んでおりますんですけども、観光課の方向で信じるというか、そういう方向性でいくということで確認させてもらっていいか、もう1回後で、それだけちょっとお願いいたします。

○議長（疋田俊文） 杉本教育課長。

○教育総務課長（杉本正範） 子供の数が減ってきて、クラブ活動に支障を来すと、確かにクラブの選択肢がなくなっているのは事実でございます。ただ、クラブだけが学校教育ではございませんので、その辺総合的に考えてまいりたいと思うんですけども、ただ最近では外部のクラブに行く子も増えてきておりまして、学校の中にクラブはあるんですけども、そこに行かないで外のクラブチームに行くということで、学校の内部のクラブが衰退、衰退というのもおかしいんですけども、数が減っていくという状況もございますので、そないに一

概にクラブだけがという、議員おっしゃってますねんけれども、我々としては総合的なところで統廃合を考えていきたいと考えております。

それと、英語教育、河合町の特色を出してということですがけれども、まさにそのとおりでございます。これから、ますますグローバル社会になっていきますので、その辺を心がけて今後の教育行政に努めたいと考えております。

○議長（疋田俊文） 澤井部長。

○企画部長（澤井昭仁） 先ほど窓口のことをお聞きしたんですけれども、まさしく本町の観光の窓口は私ども、政策調整課ですので、交換にもそのように伝えていきます。

ただ本町の観光についての取り組みというのは、先ほど木村次長も答弁しましたけれども、やっぱり各課それぞれ、オール河合町、オール河合町役場職員で観光に携わっていると。その中で政策調整課の所管としては、企画をするということ。それと、それぞれの課でも企画をします。これ一元的にするとなかなかいい案が浮かびませんので、本町は今そういう体制で取り組んでおります。

○議長（疋田俊文） 清原議員。

○3番（清原和人） そうしたら、いろんな面で前向きなというか、ご意見いただきましたので、先ほどの質問の最後にも言ったんですけれども、とにかく目に見える形でというか、また努力を重ねていただけたらなと思っています。そういうふうで、私の質問を終わっていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（疋田俊文） これにて、清原和人議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） お諮りいたします。

本日はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時33分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 森 尾 和 正

署 名 議 員 池 原 真 智 子